

令和8年3月12日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(午前9時58分開会)

◎下村委員長 御報告いたします。さきの補欠選挙におきまして当選されました岡崎哲也議員が、1月29日に当委員会の委員として選任されました。岡崎委員の席につきましては、委員席が指定されるまでの間、仮席ということで、ただいま御着席の席で御了承願います。本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、19日木曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、まず委員席を変更いたしたいと思いますが、委員長一任で御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認め、私のほうで決定することといたします。

それでは、樋口委員は右隣に、岡崎委員は樋口委員の移動前の席に移動をよろしく願います。

これを委員席と決定します。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《危機管理部》

◎下村委員長 最初に、危機管理部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江渕危機管理部長 今議会に提出しております議案につきまして、概要を御説明します。

まず、令和8年度の危機管理部の予算についてです。左上の枠の基本方針としましては、年々切迫度が高まっている南海トラフ地震に対して、発災直後の「命を守る」対策、応急期における「命をつなぐ」対策、早期の再建に向けた「生活を立ち上げる」対策といった「事前の備え」を強化するとともに、豪雨や台風などの自然災害のほか、危機事象への対

策や消防広域化を着実に推進し、将来にわたる県民の安全・安心の確保を図ることで

次に、令和8年度の当初予算額は右上の表にありますとおり、人件費を除き30億3,100万円余りで、前年度と比較しますと、4億8,300万円余りの増額となっています。

次に、中段に記載してあります危機管理部の予算体系としましては、当部の3課ごとに取組を柱立てし、予算を体系化しています。

1つ目の柱は、総合的な危機管理・防災対策の推進で、危機管理・防災課の予算として、①の訓練を通じた対処能力の向上から④の「被災者生活再建支援基金」への追加拠出までの4項目。

2つ目の柱は、南海トラフ地震対策の着実な実行で、南海トラフ地震対策課の予算として、①の県版の新たな被害想定を踏まえた、第6期南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップから⑤の事前復興の取組の推進・強化までの5項目。

そして、3つ目の柱は、消防力・防災力の向上で、消防政策課の予算として、①の消防広域化の推進から④の消防防災ヘリコプターの運航体制の確保・充実まで4項目にそれぞれ取り組みます。

次の3ページを御覧ください。当部の予算につきまして、第6期南海トラフ地震対策行動計画で重点課題に位置づけて取り組む4つの対策に基づき、主な事業を記載しています。このうち新規事業や拡充事業など、主立った事業を御説明します。

まず1つ目の項目は「命を守る」対策です。上段左側のマル拡、県民への啓発活動の充実強化は、防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂を行い、改めて全戸へ配布します。

続いて、上段右側のマル新、視覚障害者向け防災情報提供アプリ運用保守委託料は、視覚に障害のある方が、現在地におけるハザード情報などの災害リスクを耳で聴くことができるサービスを提供するものです。

次の4ページを御覧ください。2つ目の項目「命をつなぐ」対策です。

上段左側のマル新、分散備蓄倉庫建築工事等は、国のプッシュ型支援用物資を備蓄するため、県立青少年センター内に新たな倉庫を建築することに伴う経費です。

次に下段、左側のマル新、物資配送計画改定等委託料は、ただいま御説明しました分散備蓄倉庫が新築されることなどから、県立青少年センターの物資受入配送マニュアルの改定を行うものです。

次に下段、右側のマル新、避難所確保対策事業委託料は、今月末に公表する市町村ごとの想定避難者数に基づいて、市町村の大字単位での避難者数を算定するものです。

次の5ページを御覧ください。上段左側のマル新、避難生活環境整備事業費補助金と、その下のマル新、シャワーカー整備事業は、2月補正予算で計上している事業となります。国の補正予算の「地域未来交付金」を活用して、自走可能なトイレカーやキッチンカーの

整備を県内事業者に補助するとともに、シャワーカーの整備を県が行い、地域本部に配備するものです。

次に、上段右側のマル新、災害時拠点強靱化緊急促進事業費補助金は、国土交通省の補助金を活用して、避難所などの設備の整備に対して、市町村への支援を行うものです。

次に、下段右側のマル新、映像機器更新等委託料は、災害対策本部となる本庁舎3階の防災作戦室の大型モニターなどが老朽化したことから、映像機器類の更新を行うものです。

次の6ページを御覧ください。上段左側のマル拡、消防広域化の推進は、本年2月に策定した消防広域化基本計画を基に、全市町村と県が参加する実務協議会を開催し、実施計画案を作成します。

次に、上段右側のマル新、普及促進事業委託料は、高知県の救急医療電話（#7119）の周知や、救急車の適正利用促進を図るものです。

次に、下段左側の消防防災ヘリコプター運航等委託料は、消防防災ヘリコプター2機の運航及び整備の業務を令和7年12月補正予算で委託した債務負担行為を現年化するものです。

次の7ページを御覧ください。3つ目の項目は「生活を立ち上げる」対策です。

上段左側のマル拡、事前復興まちづくり計画策定事業費補助金は、これまでの沿岸地域での取組に加えまして、土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域の市町村に補助対象を拡充するものです。

次に、上段右側のマル新、被災者生活再建支援基金出せん金は、災害により著しい被害を受けた方に支援金を給付するため、全都道府県が拠出している「被災者生活再建支援基金」に対して追加拠出するものです。

次に、下段左側のマル新、被災者支援システム構築等委託料は、住家の被害認定調査など、被災者の生活再建の迅速化を図るため、県と市町村が被災者支援システムの共同調達を行うものです。

次の8ページを御覧ください。4つ目の項目は共通課題で、左側の県民を対象にした訓練や研修の実施と、右側の地域防災フェスティバルにより、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

以上が主な取組です。

次の9ページを御覧ください。補正予算についてです。表の左側中ほど、3危機管理費の補正額は総額で5,870万円余の増額をお願いするものです。補正の主なものとしましては、先ほど御説明したトイレカーやキッチンカー、シャワーカーを整備する事業が含まれています。

次の10ページを御覧ください。繰越明許費についてです。表の左側3危機管理費の欄に記載しています総合防災対策費と地震対策推進事業費、地域防災対策事業費の合計で2億

5, 180万円余の繰越しをお願いしています。

次の11ページを御覧ください。条例その他議案として1件、上から5つ目の第46号、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案を、会計管理局から提出していますが、これに関連して、消防政策課が所管する4つの条例を同時に整理しようとするものです。

いずれも詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

次の12ページを御覧ください。審議会の経過について御報告します。

表の上から2つ目の審議会、高知県防災会議につきましては、2月9日に開催し、その前段として、下段の幹事会を1月20日に開催し、それぞれ高知県地域防災計画の修正について審議を行いました。

最後に、報告事項につきましては、消防広域化の取組状況についての1件です。こちらでも詳細につきましては、この後、担当課長から御説明します。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈危機管理・防災課〉

◎下村委員長 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎重森危機管理・防災課長 まず、令和8年度当初予算につきまして、御説明します。

危機管理・防災課の資料1ページを御覧ください。まず歳入につきまして、ページ上段、7分担金及び負担金の2つ下、2危機管理費負担金の中ほどの節区分、(1)危機管理・防災費負担金は、防災行政無線の保守等に要する経費や、被災者支援システムの構築に要する経費などの一部を市町村に負担していただくものです。

次の2ページをお願いします。上から5行目の2危機管理債、節区分(1)防災対策事業債につきましては、防災作戦室の映像機器の更新や、応援職員のための宿泊機能を有する車両購入のハード事業のほか、被災者生活再建支援基金出えん金に充てるものです。

次の3ページをお願いします。歳出につきまして、来年度の当課の予算総額は、11億8,318万7,000円。前年度と比較しまして、4億4,606万2,000円の増となっています。予算増の主な要因としましては、被災者生活再建支援基金への出えん金のほか、被災者支援システムの構築、防災作戦室の映像機器の更新に係る委託業務の実施などによるものです。

主な事業につきまして、右側にあります説明欄に沿って御説明します。

下から3行目、2自衛官募集等事務費は、法定受託事務として行います自衛官募集事務等に要する経費です。

次の4ページを御覧ください。1行目、3危機管理・防災推進費は、危機管理部共通の事務経費に加えまして、危機管理上の観点から行っております宿日直や近傍待機など、24時間即応体制の確保や、職員研修などに要する経費です。

次に、下から3行目の4防災情報・通信システム管理運営費は、非常時における情報通

信設備などの整備や保守管理などに要する経費を計上しています。

1つ下の防災行政無線施設保守業務等委託料は、防災行政無線の保守管理や、その非常用発電機の点検に係る経費です。

一番下の総合防災情報システム保守管理等委託料は、災害時の情報収集・発信などに使いますシステムの保守管理に係る経費です。

次の5ページをお願いします。上から2行目、被災者支援システム構築等委託料は、住家の被害認定調査や被災者台帳の作成など、被災者支援業務の迅速化を図るため、県と市町村が共通の被災者支援システムを導入するための経費です。

次に、中段の5総合防災対策費は、災害発生時の応急対応能力の向上を図るための訓練の実施や、防災に関する情報発信、啓発に要する経費です。

その下に記載のあります災害対策本部等震災対策訓練委託料と、その下の総合防災訓練委託料、さらにその下の災害対策支部等震災対策訓練委託料、さらに次のページにあります総合防災訓練用工作物等工事請負費は、県が毎年実施していますそれぞれの訓練に要する委託料です。

次の6ページをお願いします。上から2行目の災害対策啓発事業委託料は、県の防災アプリの普及や利活用を促すためのテレビCMや啓発チラシの作成などに要する委託料です。

3つ下の視覚障害者向け防災情報提供アプリ運用保守委託料は、目の不自由な方や、スマートフォンの字が見えづらい高齢の方などでも、自宅や現在地周辺のハザードマップなどを音声で確認できる機能や、災害発生時に最寄りの避難場所まで、音声や振動で誘導する機能が備わったアプリ、耳で聴くハザードマップの運用保守に要する委託料です。

2つ下の石油基地津波対策設備整備工事請負費は、県の土木部が浦戸湾の三重防護事業として実施する防潮堤工事に併せまして、中の島地区石油基地周辺の漂流物対策としまして、L2対応にかさ上げする工事を実施するもので、令和7年度に引き続きまして、防潮堤本体の鋼管ぐい工事を行うものです。

一番下の6被災者生活再建支援基金出えん金は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対しまして、支援金を給付するため、全都道府県が相互扶助の観点から拠出している基金に対しまして、追加拠出を行うものです。

8ページを御覧ください。債務負担行為です。先ほど御説明しました、石油基地津波対策設備整備工事請負費につきまして、660万円を債務負担として計上しています。

続きまして、令和7年度の補正予算について御説明します。

10ページをお願いします。歳出予算につきまして、1,205万2,000円の減額補正をお願いします。主なものにつきまして、右側の説明欄で御説明します。

中段の2防災情報・通信システム管理運営費と、2つ下の3総合防災対策費にあります

それぞれの委託料は、入札等の結果に伴い減額するものです。

12ページをお願いします。令和8年度への繰越明許費です。事業名の欄の総合防災対策費は、中の島地区で実施しています石油基地津波対策工事につきまして、周辺企業に対する工事の施工方法などの説明や調整に日時を要したため繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 7ページの、部長が説明した事前復興まちづくり計画で、土砂災害が対象になったということ。

◎江渚危機管理部長 事前復興まちづくり計画につきましては、南海トラフ地震対策課の所管でして、この後、課長から説明した後に御質問を承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎はた委員 課が違うということですか。

◎江渚危機管理部長 後ほど説明します。

◎岡田（芳）委員 6ページの中の島地区のL2地震に備えた石油基地津波対策の予算なんですけれども、これに関わって、計画の進捗率というか、今大体どれぐらい整備がされていますでしょうか。

◎重森危機管理・防災課長 全体の工事としましては、土木部が三重防護対策として行っています。その中の当部が所管しますのは、現在行っていますのは中の島地区の工事の部分でして、今年度から工事に着手しています。実際の鋼管ぐいの打ち込み工事については、来年度からになると思いますので、土木部の本体工事の進捗によって動きがありますが、まだ着手したばかりと御説明させていただくのが適切かと思えます。

◎下村委員長

質疑を終わります。

以上で、危機管理・防災課を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎下村委員長 次に、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず、令和8年度当初予算案について御説明します。

南海トラフ地震対策課の資料の1ページをお願いします。まず歳入について、9国庫支出金の2つ下、危機管理費負担金の中ほどの節区分(2)南海トラフ地震対策費負担金は、大規模災害発生時に国から交付される災害救助費負担金で、避難所などに派遣するトイレカーやキッチンカーの経費に充当するものです。

次に、その2つ下の2危機管理費補助金の節区分(2)南海トラフ地震対策費補助金は、国の令和8年度当初予算で計上される防災力強化総合交付金で、避難所確保対策事業委託料に充当するものです。

次に、4つ下の12繰入金の2つ下、節区分（1）こうちふるさと寄附金基金繰入は、防災士養成研修実施委託料に、1つ下の（1）防災対策基金繰入は、南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金に充当するものです。

次の2ページをお願いします。上から2つ目の15県債の2つ下に、2危機管理債の節区分（1）防災対策事業債は、国の分散備蓄倉庫建築工事請負費のほか、災害時拠点強靱化緊急促進事業費補助金などに充当するものです。

次の3ページをお願いします。歳出について、当課の来年度の予算総額は12億9,375万円、前年度と比較して2億5,037万6,000円の増額となっています。

主な事業につきまして、右側の説明欄に沿って御説明します。まず上から3行目、2地震対策企画調整費の1つ目、南海トラフ地震対策啓発事業委託料は、県民一人一人が正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組んでいただくため、住宅の耐震化や津波からの早期避難、臨時情報について啓発を推進するために委託する経費です。

次の南海トラフ地震啓発パンフレット作成等委託料は、県の新たな被害想定などを踏まえ、各家庭に配布している啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」を改訂し、全戸配布する経費です。

4ページをお願いします。3地震対策推進事業費の1つ目、起震車運転業務等委託料は、起震車2台の運行を委託する経費です。

3つ下の事前復興まちづくり計画策定事業費補助金は、沿岸地域に加え中山間地域の市町村にも対象を拡大し、市町村が事前復興まちづくり計画を策定するために必要な経費を補助するものです。

次に、2つ下の4地域防災対策事業費の5つ目、建築工事請負費は、国の分散備蓄を受け入れるため、新たに倉庫を建築するための経費です。

次の地域防災対策総合補助金は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指し、市町村等が行う共助、公助の取組を支援するものです。

次の南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、市町村が開設する避難所の運営に係る経費を支援するものです。

次の5ページをお願いします。次に、災害時拠点強靱化緊急促進事業費補助金は、国の補助金を活用し、避難所等へ防災井戸や非常用発電機など、付加的な整備を支援するものです。こちらの事業につきましては、後ほど別紙で御説明します。

令和8年度当初予算についての説明は以上となります。

続きまして、令和7年度一般会計補正予算について御説明します。

7ページをお願いします。歳出について、ページ上段の3危機管理費の2つ下、2南海トラフ地震対策費で8,994万円の増額補正を行うものです。

主なものについて右側の説明欄に沿って御説明します。1地震対策推進事業費の2つ下、

事前復興まちづくり計画策定事業費補助金は、市町村の委託事業の入札残などにより減額するものです。

次の2地域防災対策事業費の5つ下、避難生活環境整備事業費補助金は、昨年の12月に補正予算で創設された国の新たな交付金を活用し、事業者によるトイレカーやキッチンカーの導入を支援するものです。

一番下の事務費は、同じく国の新たな交付金を活用し、県内5か所の総合防災対策推進地域本部にシャワーカーを県の備品として整備するものです。これらの事業につきまして、は後ほど別紙で御説明します。

最後に、繰越明許費について御説明します。9ページをお願いします。事業名の欄の地震対策推進事業費は、被害想定調査等委託料などについて、業務工程の見直しや、国の交付金の追加配分により繰越しとなるものです。

次の地域防災対策事業費は、先ほどの補正予算で御説明しました国の新たな交付金を活用して、シャワーカーやトイレカーを整備するに当たり、国の補正予算に対応して、繰越しとなるものなどです。

令和7年度一般会計補正予算についての説明は以上となります。

10ページをお願いします。改めまして、令和8年度当初予算で計上しています災害時拠点強靱化緊急促進事業と、令和7年度2月補正予算で計上しています避難生活支援体制整備事業について御説明します。

まず、左側の災害時拠点強靱化緊急促進事業についてです。こちらは新たな補助金で、1の創設目的としましては、国の取組指針を踏まえた避難環境整備の強化策です。

2補助金の内容としまして（1）補助のスキームは、国の補助金に県が上乗せ補助することで、市町村の負担を4分の1に軽減して、避難所等への付加的なハード整備の支援を強化します。（2）補助対象となる主な設備等は、耐震性貯水槽や防災井戸、非常用発電機、受入れスペースなどです。

3事業効果としましては、避難所等のハード面の環境整備を加速化させることにより、災害関連死の防止につながります。

次に、右側の避難生活支援体制整備事業についてです。1事業概要としましては、国の補正予算による新たな地域未来交付金を活用するもので、2整備する車両の内容としましては、トイレカー4台、キッチンカー2台を民間事業者に補助して整備するほか、シャワーカー5台を県が新たに整備します。

3整備車両の運用としましては、（2）の災害時の運用は、被災地の避難所等への派遣を行います。（3）平常時の運用は、防災イベント等で利活用し、防災意識の向上につながります。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎明神委員 補正の避難生活支援体制整備事業ですけれども、トイレとかキッチンカー、そしてシャワーカーは、全ての避難所に必要だと思うけれども、全ての避難所に台数的に全部そろうには、どれぐらいかかりますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 基本的には避難所に全て整備することとなりますと、高額な費用がかかりますので、避難所での対応としましては、簡易トイレ等の整備を重点的に行うことにしております。トイレカー、キッチンカーはあくまでも補足的な部分の対応になります。

◎明神委員 補足的には全部の避難所に全部必要だから、私の言うのは避難所がどれほどあって、今のこの台数の場合にどれぐらいかかるのか聞いています。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現状の避難所の数としましては、一般避難所につきまして、1,319施設あります。現在トイレカーですと、大体費用が700万円ぐらいで整備をされています。それに対して、整備されるトイレの台数が大体2基です。便器が2つぐらいとなりますので、これを1,319施設に全部整備するとすると、かなりの費用になります。まずは、避難所では倉庫の関係もありますので、簡易トイレと携帯トイレを整備していただいて、あと落ち着いたときには、時間がたつにつれて今度は仮設のトイレを供給するようなことを考えています。

それでも、なおかつ避難所においてトイレが不足するようなところに、トイレカーを派遣して、対応したいという考え方で整備を進めています。

◎明神委員 シャワーカーは。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 シャワーカーにつきましても、同じように避難者の数が、現在想定されていますのが、1週間の避難者数が21万6,000人ぐらいいます。国の取組指針を踏まえると、入浴設備は1か所につき50人程度の整備を求められておまして、シャワーカーだけで対応するとなるとトイレカーとキッチンカーと同じような対応になりますので、避難所に入浴設備の資機材を整備する対応をしていただきたいということで、市町村と取組を進めているところです。

◎明神委員 格差が出て、避難者からいろいろ苦言が呈されんように、どう配置していくのか。大変なことですが、市町村単位で、ある程度まとめてシャワーを浴びてもらえるなどの形で、初めから計画してやらないと、大変なことになると思う。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 昨年、国が避難所の環境整備の取組指針を改定していますので、それを踏まえて、私どもの避難所運営のマニュアルも改定をして、市町村に、こういう設備を導入してくださいという計画をつくっていただくことを考えています。委員おっしゃるとおり災害関連死にもつながりますので、そこは計画的に、市町村と財政面、備蓄する倉庫の関係も含めて、何が適切なのか判断して整備を進めていきたいと思ってい

ます。

◎**下村委員長** 関連で確認させてください。トイレカー、キッチンカー、シャワーカーそれぞれ整備を、民間所有等も含めてやっていくことなんですけど、それぞれの金額と、民間所有でそこに渡してしまった後のメンテナンスであったり、そこら辺にかかる金額的なところを教えてくださいませんか。

◎**伊藤南海トラフ地震対策課長** トイレカーが昨年度の実績でいきますと、軽車両で1台、700万円ぐらい、便器が2基つくような形です。キッチンカーにつきましては、それも軽四で900万円ぐらいになります。2つとも、トイレカーについては地域本部でも所有するようになっていますけれども、民間事業者には定額補助、ほとんど全額補助をしまして、ふだんは事業として活用していただいて、維持管理費を事業者負担していただく。発災時には、県に協力する協定を締結することをもって全額補助するスキームになっています。

シャワーカーにつきましては、来年度から新たに導入するところで、見積りを取ったとき、1,500万円ぐらいはしますので、結構な高額です。複数に使用できるような仕様で考えていますので、これからまた発注に向けて仕様を固めたいと考えています。

◎**岡田（芳）委員** 避難所そのものが足りないこともあると思うんですけども、今、どれぐらいの人数分が足りないのか、そして、今後どう確保していくのか。

◎**伊藤南海トラフ地震対策課長** 今現在、1週間後の避難者数が21万6,000人ぐらいです。避難所の、現在確保できています収容者数が16万8,000人ぐらいです。4万9,000人ぐらい不足しています。これは、国の取組指針、スフィア基準に基づいて1人当たり3.5平米のスペースを確保しなさいということになりましたので、スペースが足りない状況になっているところと、あと、ここの対応につきましては、先ほど御説明しましたけれども、避難所を確保するために、強靱化の新しい補助金をつくりました。それは、民間事業者にも補助できる仕組みになっていますので、これから民間事業者で御協力いただけるところ、受入れスペースを提供していただけるところを探して、そこに補助をして、さらに避難所が受け入れられるような防災倉庫や非常用発電機などの整備を進めたい。それが1点です。

もう1点は、広域避難の取組です。昨年12月に、高知市が避難所が大きく不足するため香美市に御協力いただきまして、避難場所の提供を受けております。工科大学ですとか、県の林業関係の学校施設なども提供いただきまして、4,000人ぐらいの確保をしたところです。

それでもなお不足しますので、さらに広域避難の関係も協定を進めていくことによって、避難所を何とか確保していきたいと考えています。

◎**岡田（芳）委員** 4.8万人程度と、民間も含めて確保していくということだったと思うんですけども、今お話があったような、トイレの問題、水の問題とか、非常に大きな課題だと思います。4.8万人をキャパシティとして、必要なトイレ、水を確保していくことに

なると思うんですけれども、そういう考えでいいですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 避難所の関係の備蓄につきましても、避難所運営マニュアルに、どういう資機材が必要なのか記入をしていますし、高知県の備蓄方針でもお示しをしているところでして、避難所ごとに資機材は整備をしていただくことを基本にしています。

◎岡田（芳）委員 特に高知市の多数の人の中で避難計画というか、どう命を守るか、避難生活を続けられるようにしていくのかというところも一番大きな課題だと思うし、香美市はそういう形で協力していただいて、態勢が取れていると思うんですけれども、それだけではまだまだ不足していると思うので、今後どういう取組をしていく考えなのか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 先ほども御説明しましたけれども、新しい補助金で民間施設を掘り出していくことと、広域避難先の確保、また他の市町村、特に高知市が長期浸水の関係、津波の関係で避難所が不足しますので、被害の少ないところで、施設を有効活用できる場所がありましたら、さらに、広域協定を進めたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 私も南国市の浜の海岸に近いところに住んでいまして、よくタワーへの夜間の避難訓練だとか、発電機を動かしてみたりとか、お湯を入れて御飯をそこで食べてみたりとか、あるいは、中学校の体育館で自分たちで避難所をつくる、どう運営していくかという訓練をしています。そういう中で、実際、災害が起きたときに、避難所まで行けるのかということも、いろいろ話にもあって、そして、タワーでどれぐらい暮らさないといけないかと、どれだけの資材が必要かなども、いろいろ話合いの中で出てきたりします。そうした中で、必要な機材がそれぞれの避難所にきちんと整っていることがベストなので、自分たちの自主防災でも、順次、風よけ用のシートを買っていこうだとか、少しずつ避難所を充実させるような取組を自主的に、行政の支援も受けながらですけれども、やっているところなんです。そういう点で、それぞれの市町村にもそれぞれ課題があると思いますので、十分連携しながら、県民の命を守るために頑張りたいと思いますし、よく協議をして進めたいと思います。

◎はた委員 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助金ができることで、大変期待をしているんですけれども、対象となる設備がどの範囲になるのか。事業効果としては、生活用水だとか、生活に資するハード整備に使ってくださいとなっているので、例えば、本会議でも質問しましたが、入浴施設、銭湯だとか、地域防災計画で連携したり、またそういった立地にある拠点が、この補助金が使えるのかどうか。また、市町村もそういう選択肢として使えるかどうか気にしていると思うので、その点を教えていただきたいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回、新たに補助金を創設しますのは、主にハード系の整備でして、先ほど委員がおっしゃいました入浴設備につきましても、現在の地域防災対策総合補助金の補助対象となっています。それと、令和6年度、令和7年度の国の補正予

算で、資機材整備もできる国の交付金が創設されています。2分の1の交付なんですけれども、特別交付税措置もあたりまして有利な交付金となっています。こちら市町村にできるだけ活用して、避難所の整備をしていただくように促しているところです。

◎はた委員 この補助金で、どの程度、ハード整備、環境整備が進められる計画なのか。例えば、この自治体ではこういう改善がされるとか、高知市ではこういうネックになっていた問題が解決するとか、そういった情報はありますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 こちらにつきましては市町村負担も生じます。市町村の財源の状況と、予算も踏まえた上での優先順位になりますので、細かな計画までは、私どもは把握していないところです。

◎はた委員 スフィア基準を踏まえてとなってくると、命・生活を守るだけではなくて、人権にも配慮することが問われてくるとは思うんです。その面で、例えば、トイレの整備が広くされるようになったんですけれども、男性・女性でいうと、女性のトイレが現状でも少ないとか、問題があるので、スフィア基準に基づいて、人権の面での支援、計画になっているかどうか、その点を教えてください。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 スフィア基準で、トイレでしたら発災初期段階は50人に1基でして、中期段階につきましては20人に1基で、男女比が、男性が1で女性が3と割合も示されています。こちら県のマニュアルに反映をして、市町村にお示しした上で、スフィア基準に沿った整備をしていただくように考えています。

◎横山委員 事前復興まちづくり計画ですけれど、ちょっと前にもニュースとか新聞記事になっていましたけれど、まだどんなものかが、いまいち県民に対してイメージができていないところがあるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば、沿岸部はこんな計画がされている、中山間はこんなことがされているみたいな、代表例みたいなものがあつたら教えていただけますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 一番の代表例としましては、昨年、黒潮町で、佐賀地域ですけれども、沿岸の市町村が山を切り取って、そこに高台移転する、そういう図面上でもお示しできるようなものを既に公表されています。それが一番分かりやすいかなと私は思っておりますけれども、直近で言いますと、宿毛市が、事前復興まちづくり計画策定委員会の原教授から市長に直接手交されました計画も、私、見てみましたが、イメージ的にはゾーニングといいますか、平面上の、被災したときにこういう地区に住むところを構えますよとか、働くところはここにしますとかというイメージ的なものだったので、黒潮町みたいな具体的に踏み込んだ計画にはなっていないところもあります。そういった事例をお示ししながら、県民の皆さんに、事前復興まちづくりとはこういうものだというのを知っていただくことは、非常にいいことだとは思っています。

◎横山委員 黒潮町の場合だと高台についていう話でしょう。県として計画をつくってもら

いました。そこにお金が発生します、予算が発生しますとなった場合はどうなってくるわけですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 事前復興まちづくりとしましては、まずは、地域の皆さんで発災後の姿を共有することで、被災して広域避難したとしても地元に戻っていただく、こういう計画があることで、速やかに復興がなされるというところで、地元に戻っていただくことが、1つは大前提であります。

その後、さらに、地元の皆さんの合意形成が進めば、究極の事前防災として、事前に、発災前に事業を導入して、高台移転していただくことはベストですけれども、発災前となりますとかなりの費用負担が生じます。東日本大震災を見ますと、大規模な被害が起きましたら、国が全額補助してくれる場合もありますので、どちらを選択するのは非常に大きなところなんです。個人負担も十分ありますので、判断が難しいところです。

◎横山委員 今課長がおっしゃったとおり、そこがポイントなのかなと思っていて、発災した後に人が帰ってこられる、産業が立ち直れる。ある意味、地域のBCPといいますか、そういうイメージですね。だから、なるべく現実に即した、そして実行力のある計画を、ぜひ目指していただきたいと思いますと思うんです。そこに予算がかかるのであれば、そのときに検討してもらったらいいんですけども、とにかく発災後に人が戻って、産業が立ち直ってというような計画をしっかりと県が主導して、どこかに任せるのではなくて、しっかりとそのチェックをやっていただきたいと思いますと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず、市町村の技術的な支援は地域本部でも行っていきますし、私も市町村の検討委員会、アドバイザーにも入っていたりしまして、助言もしています。ですから、横山委員がおっしゃるとおり現実的な計画なのかどうかは、私一番大事なところだと思いますので、その辺も含めて、助言をしていきたいと思っています。

◎はた委員 地域防災対策事業費の、自主防災組織の活動状況をお聞きしたいです。災害に対する復興にはマンパワーが不可欠ですけれども、今、高齢化も進んでいますし、自主防災組織ができたけれども稼働していないとか、なくなっていくとかといった事態が広がっているのではないかと。だから、そこにどう対策を取っていくのかは重要だと思うので、ぜひその点を教えていただきたいです。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 自主防災組織の県内の組織率で言いますと97%です。これは全体の世帯数に対して、自主防災組織として活動されている世帯の人数で割合を出したものが97%、組織率としては十分100%近いと思っています。ただ、活動率につきましては、令和6年度の実績ですけれども52%ぐらいとなっています。どこに課題があるのかは、1つは、先ほどもおっしゃいました高齢化と、あと同じメンバー、新しい方々が入ってこないところで活動が停滞しているところもあります。ですので、先般、横山委員に答弁しましたとおり、防災士の養成人数を予算を増やして確保したいと思っています。そういっ

た、新しい防災士の方に自主防災組織に加わっていただくことで、さらに活性化をしていきたいと考えています。

◎はた委員 どんな形で呼びかけをされるのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 自主防災組織につきまして、地域本部からも市町村にお願いをして、今年度はビラを配りまして、自主防災に特化して集まるのはなかなかハードルが高いかもしれませんので、年度初めにあります地区の集会とかで、個々に集まる機会を利用して、備蓄物資の確認ですとか、備蓄倉庫の位置の確認といった小さなところでもいいので、少しでも自主防災組織の活動をしていただくことをお願いしているところです。

◎はた委員 今、課長が言われた呼びかけ、お知らせの活動は、既に現場では、町内会、自主防災組織、本当に皆さん手を尽くしてやっている。そういう努力をしているけれども活動率が上がらない。ここに、新しい対策というか、知恵が要るんだと思うんですけれども、そのことについて、県としてはどう考えて、今まで以上の効果につながるような対策があるのかどうか、そこをお聞かせいただきたい。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 来年度から拡充します防災士の皆さん、合格された方々には、自主防災組織に加わっていただくようお願いをさらに強化をしていきたいと思っています。今でも、お声がけはしています。それと、市町村別に防災士のリスト、こういう方がいらっしゃいますというのも情報提供をしまして、できる限り自主防災の数が増えること、さらには、活動が活発化することに取り組んでいきたいと考えています。

◎はた委員 防災に関心を持っていただいて主体的に参画していく人をつくっていく意味で、教育委員会との連携だとか、各地域の子供、学生につながるような組織との連携も、防災で呼びかけてつながっていくことも私は大事ではないかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 学生につきましては、起震車とかも活用しながら、若年層の時代から防災に関心を持っていただくことが、私非常に大事だと思っています。それで、成長していく過程で防災士を受験していただいて、さらに地域の取組に入っていく。学校の教育プログラムと併せて、そういったことをしていくことによって、地域の防災力を高めていければと考えています。

◎岡田（芳）委員 今話を聞いていまして、自主防災に関わってですけれども、自主防災のリーダーによって、温度差がかなりあるんじゃないかなと、我々訓練して感じていまして。それとよく聞くのが、やはり自主防としての財源がないと。資材を買うには市町村のお金が若干ありまして、申請すれば補助があるわけですけれども、活動するための資金、お金がないと。事業計画立てて、これだけの活動してやりたいという計画を示せば、ある程度の支援というか補助の仕組みがあったら、もっと自主防としても活動しやすいんじゃないかと思うんです。この辺り、県と市町村と連携して、そういう自主防が活動しやすい

ように、今、活動しているのは52%ということだったので、実態的には、組織はあるけれど動いていないのが実態なので、そこがうまく動けるような仕組みを、県としてもプッシュ型で何か支援をすることが、必要ではないかなと思っているんですけどもいかがでしょう。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず、リーダーの育成につきましては、こちらも横山委員からの御質問の答弁の中で、来年度、自主防災組織のリーダーになられた方も含めてですけれども、どういう活動をすればいいのかというマニュアルをつくりたいと思っています。それを地域に下ろすことによって、どういう活動をしていけばいいのかを理解していただいた上で、活動を活発化させたいと考えています。資機材の面につきましては、現行の地域防災対策総合補助金の補助対象になっていまして、市町村の財源もありますので、その判断もあるかとは思いますが、支援はしているところです。

◎岡田（芳）委員 自主防災そのものへの財政的な支援、年間を通じてこういう事業、訓練をしていきたいという場合に、何らかの補助はないのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 市町村経由で自主防災組織の皆さんに活動の補助をしているところです。あと、地域本部による自主防災組織の皆さんへの技術的支援です。

◎岡田（芳）委員 それは恐らく地域の本部ですよ、大きなところですよ。やはりもう少し小さく動きたいと、我々のところでも防災士を受けませんかとか、いろんな話をしているんですよ。もう少し小さなレベルでできないかというイメージで話をさせていただきました。大きなところはもちろん、いろんな支援はあって、総合的な活動はされていると思うんですけども。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 地域の皆さんの声を1度吸い上げてみないことには判断できませんので、お聞きしたいと思います。

◎樋口委員 何とかカー、何とかカーと言うけれど、それは確かに移動ができていいけれど、キッチンカーだけで、全部に当てはめたら100億円を超します。これはもう現実不可能ということで、いわゆるテントトイレだったら、1人が1万円もかからないんですが。緊急のことをもっと重点的にやったほうがいいと思います。

それからもう1つ、トイレカーとかだったら、どうしても台数の関係で配備できるところと、できないところ出てきます。それはトリアージです。トリアージは知事が一番嫌うことです。どう思いますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 避難所の整備につきましては、先ほどトイレテントもありましたけれども、私どもの補助金で対応はできるようになっています。簡易トイレですか、携帯トイレ、トイレテントとかを整備していただくことで、トイレカーの整備ではなくて、基本的なところはそちらでお願いしたいと思っています。トイレカーはあくまでも補足的なところ、事前に準備しているところでも、なおかつ対応できないようなところ

に対して、トイレカーを派遣したいと考えているところで、基本的には、先ほど委員がおっしゃいましたトイレントも含めて、簡易的なもので対応していただく。要は、余り経費がかからないもので、カバーできる対策をしていくことが現実的だと考えています。

◎横山委員 最後、全てに通じるのは県民への啓発活動の強化だと思うんです。「南海トラフ地震に備えちよき」を全戸配布するというので、配布するんだけど、どうやってこれを見てもらうかっていう、もう一歩掘り下げた検討も、ぜひ進めていっていただきたいと思います。いろんな場面で、例えば、自主防災活動に対して、「南海トラフ地震に備えちよき」を皆さん読んでくださいと言ってもらうとか、学校で使ってもらうとか、様々なところで啓発を、このハンドブックを使ってもらう取組を、ぜひ、進めていただきたいと思います。これは答弁は要りません。要請です。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼消防政策課長 まず、令和8年度当初予算案について説明をいたします。消防政策課の資料の1ページをお願いします。歳入の主なものを御説明します。

7款分担金及び負担金について2目危機管理費負担金の中央にあります(2)消防政策費負担金は、高知県の救急医療電話#7119の運営委託費及び令和5年度から開始しました、消防総合支援事業に充当する市町村負担金となります。

次に、8款使用料及び手数料について2目危機管理手数料は、火薬類の貯蔵施設や高压ガス施設等の設置許可や完成検査等のほか、電気工事業の登録更新、消防設備士等の免状の交付などにかかる手数料収入となります。

4ページをお願いします。次に歳出について御説明します。一番下の3目消防政策費ですが、令和8年度の予算額は10億9,655万5,000円で、昨年度に比べ1億8,600万円余りの減額となっています。この減額の主な要因は、消防学校の寮棟の改修工事が今年度末に完了することなどによるものです。

それでは順次、主な項目につきまして、ページ右側の説明欄の細目事業に沿って御説明します。2消防指導費について、次の5ページをお願いします。上から3つ目の緊急輸送道路下非耐震防火水槽撤去事業費補助金は、緊急輸送道路下に埋設されています耐震性のない防火水槽の撤去を推進するため、2つの市に対して補助をするものです。

3予防指導費につきましては委託料が3件あります。2つ目の消防設備士義務講習委託料と3つ目の危険物取扱者保安講習等委託料は、消防設備士や危険物取扱者に対する法定講習の実施を高知県危険物安全協会に委託するとともに、免状の交付などの事務を消防試験研究センターに委託をするものです。

次に4救急救命推進事業費について説明します。上から2つ目の救急電話相談事業委託料は、令和4年8月から運用開始しております高知家の救急医療電話#7119の運営を委託するものとなります。

下から2つ目の普及促進事業委託料は、先ほど御説明しました救急電話相談事業について、より広く周知を図ることを目的として、広報用動画を作成し、テレビCMの放映やインターネット広告の配信を行うものです。

次の6ページをお願いします。5消防防災ヘリコプター運航管理費について説明します。

上から3つ目の消防防災ヘリコプター運航等委託料は、昨年12月議会で債務負担行為の議決をいただいたもので、消防防災ヘリコプターおとめとりょうまの運行及び整備点検を民間の航空会社に委託をし、安定的な運航体制を確保するために必要な経費を計上しています。

この項目の最後にあります運航費につきましては、燃料費や航空保険料、航空センターの備品購入等に要する経費となります。

次に6地域防災力向上事業費を説明します。まず一番上の地域防災力充実強化事業委託料は、消防大会などの開催事業、少年消防クラブ活性化推進協議会の運営事業、救急救命講習普及推進事業等を高知県消防協会に委託するものです。

次の消防総合支援事業委託料は、消防の担い手を確保し、地域防災力の向上を図るため、消防本部や消防団などの活動をPRする事業などを、県と市町村が共同で実施するために委託するものです。

下から2つ目の消防防災対策総合補助金につきましては、女性防火クラブや少年消防クラブの各協議会の活動を支援するものとなります。

7ページをお願いします。7消防学校運営費を説明します。上から3つ目の施設整備等工事請負費は、初任教育や救助科の訓練で使用する倒壊建物や土砂崩れなどの狭隘空間を再現する施設の改修や、火災性状の基礎知識を習得するための模擬家屋の設置などに要する経費を計上しています。

この項目の最後に記載をしております運営費は教育訓練に必要な備品、消耗品の購入や講師の旅費などの経費を計上しています。

次の8産業保安指導費は、高圧ガス保安法や火薬類取締法などに基づく許認可や免状の交付、立入検査などを行うために必要な経費を計上しています。

続きまして、令和7年度補正予算案について御説明します。

10ページをお願いします。歳出となります。3目消防政策費において、1,918万2,000円の減額補正を行うものです。右端の説明欄の細目事業に沿って説明します。

2消防指導費の消防広域化調査委託料につきましては、当初の見込みを下回ったことから減額をするものです。

次の緊急輸送道路下非耐震防火水槽撤去事業費補助金は、令和7年度に撤去を予定していましたが3基の防火水槽のうち1基は撤去が完了しましたが、2基については撤去が令和8年度の実施となったことから、その分を減額するものです。

3 救急救命推進事業費の救急電話相談事業委託料につきましては、入札残を減額するものです。

次に4 消防学校運営費の市町村職員等講師派遣負担金は、専科教育の一部が中止となり、その人件費相当分が見込みを下回ったため減額をするものです。

続きまして、13ページをお願いします。高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案につきまして説明します。

資料上段の1 概要を御覧ください。会計管理局が所管をしております高知県収入証紙条例の廃止に伴い、関係条例の規定の整理を行うものです。この収入証紙の廃止によって資料中段の3 新たな納付方法に記載のとおり、現金やキャッシュレス決済に対応した収納専用窓口を設置することで県民サービスの向上や、収納事務のデジタル化を推進します。これに伴い、資料下段の4 条例改正の概要の一番下にある対象条例の欄にありますとおり、消防政策課所管の4つの条例について改正が必要となるものです。

なお、今回の条例改正につきましては、資料の右肩上にありますとおり、令和9年8月1日から施行することとしています。

以上で、消防政策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 この前の知事答弁なのですが、津波で消防団が逃げる。ある市で、ほとんどが40分から60分以上で津波が来るという表現をしていました。ほとんどといったら、どれくらいの程度をほとんどと表現しますか。例えば、人口が1万人おったら、ほとんどといったらどれくらいなんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 ほとんどという定義が何人か、なかなか明確に数字でお示しをしづらいところはありますけれども、市町村の人口の多くの方が住まわれているという。

◎樋口委員 多くとほとんどと全然違いますよ。一般的にほとんどといったら8割9割。ほとんどということを正確に言ったら9割なんです。その9割という解釈でかまんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 9割という明確な数字とまで断言はできないんですけれども、かなり多くの方がそこにお住まいをされているということで考えています。

◎樋口委員 かなり多くと言ったら、60%もかなり多いです。60%のことをほとんどとは言わないです。というのは、このざっとした答弁で、命がかかっているんですよ。ほとんどと過半数で県下的にいったら被害が全然違うんだから。あなた方の想定する市は、多分安芸市だと思うんですが、数えてみたらほとんどじゃないんです。半数以上が被害に先に遭います。それをほとんどという言葉でうまいこと逃げるような、そんなやり方はいかん

ですよ。それが黒潮町とか、それから須崎の一部とかだったら、もっと厳しいですよ。悠長に、ほとんどが40から60分で到達するといったら、あんな答弁は県民に笑われますよ。だから、ある程度の数字がないとほとんどと言えんでしょう。目安はどれぐらいをほとんどと表現したんですか。例えば、おおよそ過半数とか半分とかいうのだったら、それは分かります。おおよそ半分は間違いありませんわ。それだったら、ほとんどの人はゆっくりしてもかまんという感じじゃないですか。今の県民に言ったら、巨大地震が来るのに、ほとんどの県民は、40分から60分後に来るからゆっくりしなさいと言っているのと一緒ですよ。それだけでいいですから言うてください。

◎鈴木参事兼消防政策課長 繰り返しになりますが、ほとんどを明確に数字を何割と述べることはできませんが、かなり多くの方がお住まいになっている人口密集地と考えています。

◎樋口委員 答弁は要りませんが、えいかげんなこと言わんとってください。かなり多くはほとんどと全然違いますよ。ほとんどという表現は私らも、よっぽどの思いじゃないとできないです。まず100%に近いことをほとんどというから。それをね、そんな言葉で、その場を切り抜けようとしたら、そういうやり方はいかんと思います。

◎はた委員 消防力の強化の面で、最近、森林火災が増えてきたと。中山間の小規模の消防本部も、本当に大変な状態だと思うんですけども、予算面、体制面でこういった森林火災にどう対応するか、いろんな支援があると思うんです。例えば、山を上がるのは本当に体力が要ることで、消防士の方の装備品を軽量なものに変えていく準備だとか、そういった消防の現場の皆さんが働きやすい、動きやすい選択肢をつくっていくことも、自然災害対応で必要かと思うんですが、予算上、ちゃんと整備されているのか、お聞かせいただきたい。

◎鈴木参事兼消防政策課長 林野火災に関しての消防職員の装備に関してですけれども、今、現時点で各消防本部の装備等に関しましては、まずもって市町村ごとに予算を取られて、配慮されて、さらに必要な予算は国から普通交付税、消防費の形で、財源が充てられています。そういったことを活用しながら、各市町村で必要な整備を今進められていると認識をしています。

なお、県においては、消防防災ヘリコプターによる空中消火というところを、連携を密にして対応しているところですよ。

◎はた委員 ぜひ、市町村現場が何に困っているか、不足は何なのかを県としても、まずはつかむことが私は大事だと思うんですけど。つかんでいただけるでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防本部の林野火災に対する装備のニーズですけれども、消防本部の皆様とお話をする機会は多々ありますので、そういったニーズも、幅広くお聞きして、どういった対応ができるかを考えていきたいと思っています。

◎明神委員 最後に部長にお願いします。先ほど言った、避難生活環境整備ですけれども、トイレカー、キッチンカー、シャワーカーの整備は賛成ですが、全ての避難所には整備が難しいということですので、やはり整備の格差が、災害関連死の格差につながったと言われないように留意をして、整備をしていただきますよう要請をしておきます。

◎岡崎委員 林野火災に関わってなんですけれど、土佐清水市は、ごみ収集車が入れない地域があって、その地域は、自宅の近くの畑とかに穴を掘って家庭ごみを燃やすんです。昨年、そこから火災が広がって、林野火災まではいかなかったんですけど、私も消防団です。いち早くその現場に行って消火活動しましたが、消防団は、ぱっと出るときは普通の服なんです。消防服を着て出るわけじゃないんです。危険な状態で、そういう林野火災に向かわなければいけない状況があるんです。できるだけ燃えない服では行きますけれど、そういう状況は、中山間地域はいろんなところであるんじゃないかなって思います。そこら辺も含めて、実情にあった状況は十分把握していただいて、この後、広域化の部分もありますので、そういうことを踏まえた上での計画を起こしていただきたいと思います。すぐ、燃え広がります。山側についたら大変だったですよ。本当に消すことができたのでよかったですけれど。その地域は、消防本部から30分ぐらいかかるころだったので、計画の中にも書いていましたけれど、有永地区のすぐ近く、そういうところは、林野火災につながる可能性が十分あります。十分把握していただいて、対応ができるよう態勢を整えることは大事ではないかと思えます。

◎下村委員長 要請でいいですか。

◎岡崎委員 はい。

◎横山委員 県が広域化を目指す中で、消防学校の在り方も、いろいろオペレーションをしていくとか、新しく消防組織が広域化に伴って必要になってくると思うんですけど、消防学校と広域化は、今どのような位置づけになっていますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防広域化と消防学校の関係ですけれども、今県が基本計画でお示しをしている中では、広域化が実現した後は、県が今所管しております消防学校の事務を、新しくできる広域連合の組織に移管をすることを考えています。ですので、新しくできる広域連合の中で、消防学校の運営も行われていくことになろうかと考えています。

◎横山委員 消防学校が持つ学校としての機能は、広域化されたとしても従来と変わらずという感じになるんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防学校が持つ機能は、基本的には同じだと考えていますけれども、広域化に際して必要な機能であったり、教育であったりは、また適宜アップデートしていく必要があるかと考えています。

◎横山委員 処遇改善の部分とかいろいろありましたよね。ソフト面での広域化のメリッ

トもあったと思うんで、広域化になった場合は、消防学校も様々ハード的な面と、ソフト的な面の教育をぜひアップデートしていただきたいと思いますので、要請ということでよろしくをお願いします。

◎岡田（芳）委員 消防だけに限らず、全体の危機管理に関わると思うんですけれども、特に情報収集などの資材です。15消防本部があっても、それぞれの財政力にも違いがあるし、情報収集のための資材もまちまちだと思うんです。例えば、ドローンだとか、あるいは連絡システムだとかです。そういう基礎的な部分は消防一元化とは別個に、しっかりと県としてもそろえていくことが必要だと思うし、それが、危機管理部としての役割でもあると思います。そこの辺の情報収集とか、特に足並みそろえるための必要性、その辺はどうでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 災害対応において、情報収集は非常に大事なポイントですので、そういった必要な資機材を整備していくことは、非常に大事だと考えています。現状、県内15消防本部ありますが、全ての本部で、ドローンといった上空からの情報収集ができる設備を持っているかという点、ばらつきがあります。そういったところを、今後どのように、車両であったり資機材の整備といったところも含めて、情報収集の在り方も、今後の議論の中でしていく必要があると考えています。

◎岡田（芳）委員 避難とも直結してきますので、それこそ命を守ることも直結してくるし、津波もどこで起きるかも分からないし、到達時間もそれぞればらばらなんです。できるだけ早く情報収集して、注意を喚起する。避難を呼びかけるだとか、そういう対応が求められると思うし、そういう点では、県下全域で、早く情報つかんで県民にお知らせする、本部としての体制を整える形を1回整えていただきたいので要請しておきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、危機管理部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますのでこれを受けることにいたします。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 高知県消防広域化基本計画の概要について、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼消防政策課長 報告事項としまして高知県消防広域化基本計画の策定について御説明します。1ページは基本計画の概要となります。昨年12月末までに4つの専門部会をそれぞれ4回ずつ開催し、年明けの1月7日に第3回となるあり方検討会で、基本計画案について御了承いただきましたので、右肩上に記載のとおり、1月9日から2月2日まで意見公募を実施しました。その結果、62件の御意見を、9名の個人、3つの団体から

頂き、県の考えと併せて県のホームページに掲載しています。

御意見の内容としましては、広域化に賛同するもののほか、職員の処遇や部隊運用に関する御提案などがありましたが、いずれも次年度に策定をする実施計画案の中で協議すべき内容であることなどから、基本計画案の内容について特段の変更を行わず、先月20日に県として基本計画を策定しました。

本ページは基本計画の概要として、1に計画の位置づけ、2に構成と主なポイントをまとめていますが、内容につきましては前回12月の委員会で御説明したものと同一になりますので、説明は割愛します。

次の2ページは現状の課題と広域化によるメリットをまとめたものです。メリット1として住民サービスの向上、メリット2として消防力の強化、メリット3として人材の確保についてそれぞれ記載をしていますが、こちらも12月の委員会で御説明した内容と同様となりますので、詳細は割愛します。

3ページは消防広域化の進め方についてです。まず、上の囲みを御覧ください。

令和8年度の検討開始に当たっての前提条件は、令和15年度末までに指令システムを全県共同整備し、令和16年度から運用開始をすること。それまでの間に15本部の統合を目指し、段階的統合も含め検討協議を進めること。さらに、共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に高知県消防広域連合（仮称）を設置をすることとしています。

その下は年度ごとのスケジュールとなります。令和8年度は、実務的な検討を深めるために任意の協議会を設置し、実計画案を作成します。

続いて、令和9年度前半までに市町村及び県の議会の議決を得て、法定協議会を設置し、実施計画を策定します。

また、併せて下段に記載のとおり、広域連合の設置についても議決を得て、令和10年度に広域連合を設置し、人材の確保などの先行的共同事業のほか、指令システムやデジタル無線の共同整備を進め、令和15年度末の整備完了を目指します。

さらに、上段に記載の消防本部の統合につきましては、令和11年度の全県一斉統合、または段階的統合により、令和16年度には、通信指令業務を含めた消防本部の統合を目指します。

続いて4ページ以降は、基本計画の中でも重要な第5章の概要版となります。第5章は、消防広域化後の消防の円滑な運営に関する事項を定めたものであり、次年度に策定を予定しています実施計画（案）の骨格となる重要な章となります。主なポイントを絞って説明します。

左上の1広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項（1）新法人の形態、名称及び本部の設置場所を御覧ください。組織形態は広域連合とし、名称は高知県消防広域連合を、設置場所は高知市に設置としております。なお、広域連合事務局及び消防局の事務所は、

財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討しています。

続いて左下の（３）方面消防本部の設置を御覧ください。県内に40か所あります消防署所と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、図示してありますとおり、6か所の方面消防本部を設置することとしています。

次のページをお願いします。左側に2新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項を記載しています。左下の赤字で記載の人員配置に関する暫定的試算を御覧ください。一次統合では、広域連合本部及び6方面消防本部を新設すると想定をして試算しています。現行の15の消防本部機能を集約することで、必要な人員を確保し再配置します。なお、消防署所の現場人員は、現行体制を維持することとしています。また、二次統合では指令センターを設置し、指令業務を統合します。これにより消防署所において、53人役分の人員を現場力の強化に振り向けることが可能となります。

続いて右側3新組織の人事制度・運用に関する基本的事項の中段、赤字の広域異動の試算を御覧ください。広域で異動する職員は現時点で合計33名程度、全体の約3%と想定しています。

続いて右下の4新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項の（１）職員の処遇の統一に向けての統括的な基本方針として、一次統合時には、職員の処遇について必要最小限の統一を図り、当面は多様性尊重に軸足を置き、その後に指令システム統一などにより、財源確保のめどを立てて、残る処遇均一化の課題を解決すると記載しています。

次のページをお願いします。右下の8新法人運営に係る分賦金算定に係る基本的事項を御覧ください。3つ目のポツになりますが、今次の広域化に際しては、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないよう努めることとしています。

その下、分賦金算定の方向性としては、広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村で案分することを基本とし、その指標や割合については今後も検討することとしています。

次のページをお願いします。左下の10消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項を御覧ください。

消防団及び消防水利に関する事務については、現在市町村ごとに取扱いが異なることから、広域化後も市町村の意向を踏まえ、広域連合が事務を受託できることとしています。また、受託した事務については、主に各消防署所において対応することを想定しており、その具体的な範囲は、市町村ごとの意向を踏まえ、実施計画の中で定めることとしています。

続いて、右上の11防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項の（１）消防団

との連携を御覧ください。現在、各消防本部は、地域ごとに消防団と緊密に連携して活動をしています。広域化後も、この連携は維持し、引き続き、各地域の消防署所において、消防団と連携しながら対応してまいります。

次のページをお願いします。左上の13新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項を御覧ください。(1)消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針として、現在15の消防本部ごとに行っている通信指令業務を、警察の110番のように1か所に集約することとし、そのシステムを備える消防指令センターを令和15年度末を目途に整備し、県全域で一括して119番通報に対応することとしています。

下段の赤字で示した、消防指令システム及びデジタル無線の整備費の比較を御覧ください。各消防本部が個別に整備する場合と、県一で共同整備する場合について、それぞれ暫定的な試算を行っています。整備費及び10年間の維持管理費について、国の有利な財政措置を活用することにより、右下の表の赤枠で示したとおり46.4億円の削減となる見込みであると暫定的に試算しています。

次のページをお願いします。広域連合の組織図(案)となります。

次のページをお願いします。県内消防本部の現況を表にまとめたものとなります。

次のページをお願いします。このページ以降は、基本計画の本文となりますが、主立った内容につきましてはスライドで御説明しましたので、詳細の説明は省略します。

以上で、報告事項は終了となります。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** 知事の提案理由説明の中で、広域化に関わって各市町村長にヒアリングを行ったと。現時点では、消防本部の統合に向けた議会議決と統合の実行は、それぞれ市町村が足並みをそろえて行うことが望ましいという声が多数だったということなんですけれども、この知事の発言を踏まえて、県としては、市町村の足並みをそろえるとは、どういう状況をもって足並みがそろったことになるのか。また、その時期はいつを想定されているのか、教えていただければと思います。

◎**鈴木参事兼消防政策課長** 消防広域化に関して、各市町村長に意向調査をして、その後、個別のヒアリングにも回っています。今、第1回の実務協議会を5月に開催する予定で進めています。頂いている内容を踏まえて、第1回の会合の中で、県としての考え方をお示ししていきたいと考えています。

◎**はた委員** 間もなく、第1回が開催されるということで、説明の準備もされていると思いますので、大事な県議会の委員会ですので、よかったら県の1回目に説明する内容を、かまわない範囲でお示しいただければと思います。

◎**鈴木参事兼消防政策課長** 現時点で、作業を進めているところですので、しかるべきタイミングで、委員会の中で御報告をしたいと考えています。

◎はた委員 ちなみに、足並みをそろえたほうがいいと。それに対して、知事もそうだという意思表示だと思えますけれども、足並みをそろえるのにどんな課題があるのか。現状については、説明いただけないでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 各市町村の足並みで一番懸念されているところとして御意見を頂いていますのが、やはり財政負担ですので、今県からお示ししています試算の結果を、もう少し精査してお示しし、その中でいろいろと協議を進めていきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 関連で。財政負担の関係で、既存の設備を使うというお話だったと思うんですけれども、新たに設備が必要になることはもうないんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 既存の施設を利活用するのが、財政負担の観点からすると一番有効であると考えています。一方で、必要となる資機材は、当然、整備を計画的にしていく必要がありますので、車両装備の今後の整備計画も消防本部と一緒に考えていかないといけないと思っています。一番大きい財政負担となりますのは、消防指令センターになります。今計画の中でも説明しましたが、令和15年度末までに整備と考えておりますので、その整備に向けて、どういった仕様でやっていくかも、しっかり市町村消防本部と膝を詰めて、議論していく必要があると考えています。

◎岡田（芳）委員 やはり職員の処遇の問題です。これがいろいろ意見のあるところだと思うし、指令で53人の余剰が確保できて、現場に振り向けることができると、当然異動も出てきます。それぞれの処遇がどうなるかは、非常に大事な問題だと思うので、その点、部門ごとに分けて議論がされていくんでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 来年度の実務協議会に関しましては、協議という観点では一番上に実務協議会がありまして、その下に今年度と同じように4つの専門部会を設けます。その下に今年度と同じですけれどもワーキンググループも、さらに来年度につきましては、方面別の部会も設けます。方面ごとに議論もしっかりしていただいて、検討の協議の回数も増やして行ってまいりますので、きめ細かく、各市町村の御意見も賜りながら議論していきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 法定協議会については、議会の議決が必要になるので、それに向けての説明はどのようにされていくんでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 次年度の実務協議会につきましては、親会については3回程度開催を見込んでいますけれども、その内容、またその下の部会の内容につきましても、タイミングをしっかりと見計らって、議会の前に必ず各部会の議論をして、県議会ももちろんそうですし、各市町村の議会でも御説明、御報告ができるような形で進めていきたいと考えています。

◎はた委員 足並みをそろえることが望ましいという市町村側の多数の意見を、県としてどう踏まえていくのかなんですけれども、市町村の意見を尊重するという意味では、足並

みがそろっていないような状態をどう判断するかもあるんですけど、足並みがそろわない状態で進めることはないという理解でいいのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 足並みのところですけども、ここは現状でもそうですし、今後も同じですが、各市町村のしっかりとした合意形成を図りながら進めていくことが必要と考えています。今年度についても、市町村の消防本部も含めて、様々な御意見を頂いたこともあって、スケジュール、進め方も見直しをしたところですので、今後も引き続き、各市町村、消防本部としっかりと意見を交換しながら、進めていきたいと考えています。

◎横山委員 消防政策課、また危機管理部、本当に一生懸命汗をかかれて、全国初となるような試みをやられている中で、様々な御苦労もあったんだろうと拝察するところです。そうした中で、知事の所信表明の中で、今まで以上に、市町村や消防本部の思いを酌み取りとありました。今まで以上ということとは、先ほど御説明される中で、これから新しい試みをするかどうかと思うんですけども、具体的に、今まで以上ということがあれば、教えていただきたいと思います。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今年度の議論の経過も踏まえて、来年度、今まで以上に思いを酌み取っていくという観点で、まず、先ほど述べました方面別の部会を開催していこうと考えています。先ほど説明をしました6つの方面本部を設けますので、方面の中でまず議論をする。当然、県もしっかり関わってまいりますし、議論をした上で、また専門部会で議論して、その上で協議会で議論するということで、きめ細かく議論をしていくことが、まず1つあるかと思います。今回、意向調査を各市町村長にさしていただいた後に、個別にヒアリングも回っています。こういった各市町村に足を運んで、直接、御意見を伺うことも、やっていきたいと考えています。

◎横山委員 丁寧な手続が、今までされてきたんだろうと思っていますけれど、それでもなお、今まで以上ということとは、それほど大変な取組だと思います。今まで以上についていうところを形にしていくためのシステム、仕組みというか、会議はつくったんだけど、今まで以上に思いを酌み取ることを形にしていくことを、ぜひ今後、頑張ってくださいと思うんですけど、部長どうでしょうか。

◎江渕危機管理部長 知事が提案説明で申し上げた、今まで以上に思いを酌み取りながら取り組んでいくのを、具体的な取組としては、先ほど鈴木参事がお答えした方面別の部会を新たに設けるですとか、個別に各市町村長をはじめ皆さんのお声を、こちらから出向いて聞いていく取組を積み重ねながら、来年度は、実施計画案をつくることにしています。そういった思いを酌み取った内容につきましては、実施計画案にできる限り反映していきたいと考えています。

◎樋口委員 本当に広域化の、皆さん方のやっていること見たら大変なことだと、すごいと思いますよ。知事も広域化をどうしてもやりたいと言うんだから、それは推進したほう

がずっといいと思います。これ10年もかかっていたら、もう県の人口も減って世論がその方向に、多分まとまっていくと私は思っています。先ほど横山委員の言った、さらにですが、さらには言葉ではなくて予算が伴わないと、いくら言ってもさらにはならないわけです。多分、市町村の不安なところはそこにあると思うんです。そこまで言うんだったら、私は、そんな表現は議場ではできないけれど、知事はつぎ込む腹はあると思うんです。そこら辺りでなお、ブースターをかけて、早く実現したほうが私はいいと思います。

◎**下村委員長** 今、いろんな委員からもお話があったとおり、今回の消防広域化の基本計画をまとめるに当たって、本当に大変な御労苦だったと思います。その部分については、我々としても感謝申し上げたいと思いますし、やはり、今それぞれの委員からお話があったとおり、今後、より丁寧な対応が求められる。また、令和9年度も各市町村議会も議決をやっていくことになりますので、さらに、皆さんが納得して議決いただけるような対応をしていただきたいということも、申し添えておきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時47分 ～ 12時59分)

◎**下村委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《健康政策部》

◎**下村委員長** 次に、健康政策部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、第46号議案、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案についての説明は部長が一括して行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、先ほど申し上げた第46号議案の質疑は、部長の総括説明の後に行い、その他の部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、報告事項の第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3（案）については、予算議案と併せて説明を受けることにいたしますので、御了承願います。

◎**中嶋健康政策部長** 総括の説明をします。健康政策部の議案は、令和8年度当初予算議案2件、令和7年度2月補正予算議案2件、そして条例その他議案5件です。

最初に資料の2ページをお願いします。令和8年度の健康政策部当初予算案のポイントです。資料の上にあります基本的な考え方としましては、生涯を通じた県民の健康づくり、

県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組み、住みなれた地域で健やかで心豊かに安心して暮らせる高知県を目指すための予算となっています。

左側の一般会計の予算総額は、人件費を除きまして360億円余り、今年度比でプラス約2億円、0.6%の増となっています。

右側の国民健康保険事業特別会計の予算総額は、人件費を除き720億円余り、今年度比でプラス約10億円、1.5%の増となっています。

中ほどの予算の体系は、左にあります健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進をはじめまして4つの項目に整理しています。

続きまして、3ページをお願いします。先ほどの4つの項目ごとに来年度の主な事業を記載しています。このうち、星印のある事業の概要について説明します。こちらのページは、第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3に位置づけます、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進でして、県民の健康寿命の延伸に向けて各取組を拡充しているところです。

左側の(2)の女性の健康づくりの推進を御覧ください。来年度から新たに女性特有の健康課題に対応し、女性が生き生きと仕事や生活ができる環境を保健医療の面から整備しまして、女性に選ばれる高知の実現を目指して取組を開始します。

次に、右下になります。(4)血管病重症化予防対策の推進(循環器病対策)を御覧ください。脳卒中や心筋梗塞といった循環器病による死亡率の改善に向けまして、今年度策定します循環器病重症化予防プログラムの活用に向けた支援を行います。

4ページをお願いします。長寿県構想に位置づけます地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化についてです。ここでは中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられるよう、人材確保やサービス提供体制の確保を図ってまいります。

左上の(1)の在宅医療の推進を御覧ください。県の東部地域は、他の地域と比べて人口当たりの病床数や、介護施設の定員が少なくなっています。また、看護師の年齢層が高いことから、在宅サービスや看護師など担い手の確保に一層力を入れていく必要があります。このため、在宅療養サービスの提供体制を充実させることや、看護師確保に向けて、東部地域多機能支援施設を整備します。

次に、右側の医療・福祉・介護人材の確保を御覧ください。県民が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医師をはじめ県内の医療人材の確保対策を強化しているところです。

5ページをお願いします。左上の(1)地域医療構想の推進では、将来の医療需要を見据え、医療機関の転換構造を進めるために、病床の転換や病床を削減する際の経営分析などに係る費用への支援を大幅に強化します。

その下（２）周産期医療体制の確保・充実では、安全な無痛分娩の提供体制を整備するための人材育成を支援します。

（４）救急医療体制の確保・充実では、救急患者の受入病床を確保するために、医療機関からの転院搬送に必要な経費や、車両に搭載する医療機器の購入を支援します。併せて、二次救急医療機関の設備整備に対して支援を行います。

６ページをお願いします。県民の安全と安心の確保のための体制づくりについてです。

左側の（１）医療救護体制の強化を御覧ください。これまで実施していました医療機関などが行います設備整備などへの支援に加えまして、日本DMATの活動体制の確保に必要な資機材更新の補助メニューを新設します。また災害支援ナースの資質向上を図るための研修や訓練などを実施します。

一番下ですが、最後は動物愛護の推進についてです。（１）人と動物の調和のとれた社会づくりの推進では、令和９年度中の動物愛護センターの開設に向けて来年度は建築工事を実施します。

７ページをお願いします。令和７年度の２月補正予算について御説明します。一般会計の補正予算につきましては、地域医療介護総合確保基金の積立金が当初の予定を下回ったことなどによりまして、総額で８億円余りの減額をお願いするものです。

８ページをお願いします。国民健康保険事業特別会計の補正予算につきましては、今年度の保険給付費が当初の見込みを上回ったことなどによりまして、２８億円余りの増額をお願いするものです。

９ページをお願いします。条例その他議案について御説明します。当部からは、第４４号議案の高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案のほか、第４６号及び第５４号から第５６号までの条例議案を提出しております。

１０ページをお願いします。このうち、第４６号議案の高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案については、当部の保健政策課、医療政策課、薬務衛生課の３課に関係するため、私からまとめて御説明します。

先に危機管理部から説明がありましたが、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案については、１概要の部分にありますように、高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い関係条例の規定の整理を行うものです。制度の概要や新たな納付方法等については説明が重複しますので、割愛します。

下段の４条例改正の概要の表を御覧ください。対象条例の欄にありますように、当部では１１件の条例改正が必要となっています。改正内容については、表の上段に、高知県食品衛生法施行条例の例を記載していますが、収入証紙による納付を前提とします手数料の納付時期について、右側の申請書の提出と同時に納付としている現在の規定を、左側の申請書の提出の際に納付と改めるものです。その他の１０件の条例につきましても同様の整理を

することとしまして、令和9年8月1日からの施行となります。

この46号議案以外の条例議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

11ページをお願いします。当部で所管します審議会の開催状況についてです。令和7年12月定例会の開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和8年3月と記載しています、高知県歯と口の健康づくり推進協議会など15件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。また、各審議会の委員名簿は17ページ以降にまとめておりますので御参照いただければと思います。

最後に報告事項としまして、第5期日本一の健康長寿県構想バージョン3の案について御報告します。こちらにつきましては、令和8年度の予算と関連しますことから、この後、保健政策課長から概要を報告した後、各担当課の予算説明時に詳細を説明します。以上で総括の説明を終わります。

◎**下村委員長** 先ほど部長から説明のありました第46号議案について、質疑を行いたいと思います。

(なし)

◎**下村委員長** 以上で、第46号議案の質疑を終わります。

続いて所管課の説明を求めます。

〈保健政策課〉

◎**下村委員長** 初めに、保健政策課の説明を求めます。

◎**田邊保健政策課長** 最初に、報告事項の第5期「日本一の健康長寿県構想」について御説明します。

3ページを御覧ください。柱1につきましては、健康寿命の延伸を目指しています。直近のデータは赤字の令和4年ですが、新型コロナの影響などから令和元年を下回っています。本県の健康寿命の特徴は、女性は全国平均以上である一方で、男性は全国下位となっています。このため、特に男性をターゲットとする取組を一層強化してまいります。また、女性の健康づくりについて、来年度から新たに取り組むこととしています。

次に、柱2では、目標を要介護3以上の方の在宅率を50%として設定をしていますが、令和6年度の実績は42.9%で、まだ目標には達していません。引き続き、医療・福祉・介護サービスの提供体制のさらなる充実を図ってまいります。

柱3では、こどもまんなか社会の実現に向けて出生数を目標として掲げていますが、令和6年の出生数は3,108人で、前年を272人下回る結果となっています。このため、出会いの機会の創出や安心して妊娠・出産、子育てできる体制づくりの取組を充実させてまいります。

下段の柱の4では、高知県地域共生社会の実現に向けて、分野横断的な支援体制の整備に向けた取組を進めています。孤独を感じる人が減ることを目指し、県内で孤独を感じる

人の割合を目標値としていますが、令和7年の県民世論調査では14.4%となり、目標としていました全国値を大幅にクリアしていましたが、令和9年の目標値を10%に上方修正をして、取組を強化してまいります。

なお、それぞれの柱を構成します主な取組につきましては、各課から予算と併せて御説明を行います。

続きまして、予算議案について御説明します。当課からは、令和8年度一般会計当初予算と、令和7年度一般会計補正予算の2件です。

まず、令和8年度の当初予算から説明します。資料の4ページを御覧ください。4ページから6ページまでが歳入予算となっています。健康づくり関連事業及び災害医療関連事業などへの国庫補助金や、国の統計調査などの委託金など当課の事業の財源となるものです。

続きまして、歳出予算を御説明します。7ページを御覧ください。当課の令和8年度当初予算総額は26億4,000万円余りで、対前年比で約4%の増となっています。主な事業費につきましては右端の説明欄に沿って御説明します。

まず、下段の1保健政策費は、当課と福祉保健所の運営費などです。人件費は部長、副部長をはじめ当課の職員と、福祉保健所等の職員、計256名分を計上しています。

次に9ページを御覧ください。1保健衛生費は、長寿県構想の取組に関する予算や災害医療救護体制の整備に関する予算です。このうち重点事業につきましては、後ほど、日本の健康長寿県構想案の資料などで御説明します。

まず、右側の説明欄の1健康づくり推進事業費は、生活習慣病予防に向けた健康行動の啓発や、高知家健康パスポートを活用した健康づくりの取組などのポピュレーションアプローチの推進に要する経費となっています。

10ページを御覧ください。2歯科保健事業費は、歯科検診や歯周病予防に関する啓発、事業所への歯科保健指導や研修会の開催、歯科衛生士の人材確保に向けた奨学貸付金などの経費となっています。

11ページを御覧ください。3血管病対策事業費は、糖尿病性腎症や脳血管疾患及び虚血性心疾患などの循環器病の重症化予防に向けた啓発や、重症化予防プログラムの普及と実施拡大などに要する経費です。

12ページをお願いします。6災害医療救護体制整備事業費は、南海トラフ地震などの大規模災害に備えて、医療関係者向けの研修や訓練の実施をはじめ、医療機関の耐震対策や設備整備への支援など、災害時の医療救護体制の強化に要する経費です。

14ページを御覧ください。債務負担行為が1件あります。こちらは歯科衛生士養成奨学金を利用しました学生の卒業までにかかる奨学金の債務負担行為をお願いするものです。歯科衛生士の地域偏在の解消と、人材確保の観点から関係機関と連携しながら取組を進め

てまいります。

16ページを御覧ください。令和8年度の重点事業につきまして、長寿県構想の資料で御説明します。

まず、新規事業の女性の健康づくりの推進についてです。現状と課題にありますように、月経随伴症状や更年期症状といった女性特有の健康課題については、仕事や生活のパフォーマンスを大きく低下させるといった声がある一方、症状がある方の3割から5割の方は病院などにかかっていないと言われております。加えて、本県は女性の有業率は高水準ですが、女性特有の健康課題に配慮した取組を行っている企業は少数となっており、県民や企業への女性特有の健康課題と対処方法についての意識啓発や医療体制の充実が必要です。

このため、来年度は右下の令和8年度の取り組みにありますように、県民への広報をはじめ、医療従事者向けの研修会や、相談に対応できる人材の育成などを実施します。また、有症状者が適切に医療につながるよう、医療機関の協力を得まして、受診者の実態把握を行いますとともに、受診者本人にもアンケートを実施して、具体的な方策を検討してまいります。

次に17ページを御覧ください。生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化についてです。

現状にありますように、壮年期男性の死亡率は全国平均より高く、死因別では、血管病が5分の1を占めるという状況にあります。また課題としては、働きざかり世代に届きやすいよう、職場で取り組める健康づくりプログラムを官民協働で提供するなど、事業所が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりの整備が必要です。

来年度は、右下の令和8年度の取り組みのマル拡とあります健康パスポートアプリを活用した県民の健康づくりの推進について、アクティブユーザーの増加を図るためのイベントの拡充や、事業所版登録事業所の拡大に向けまして、包括協定締結企業などと連携した取組を強化してまいります。

次に18ページを御覧ください。血管病重症化予防対策の循環器病対策についてです。現状にありますように、本県の循環器病の年齢調整死亡率は、依然として全国より高いことから、循環器病の重症化リスクのある未治療者などを医療につないで、重症化を予防するための循環器病重症化予防プログラムを今年度中に策定します。来年度は、右下の令和8年度の取り組みにありますように、市町村等の保険者向けの説明会の開催などによりまして、プログラムの活用に向けた支援を行ってまいります。また令和7年5月に、高知大学に設置されました「脳卒中・心臓病等総合支援センター」によります循環器病に関する普及啓発や、県民からの相談対応、医師への研修などセンターと連携した循環器病対策に取り組めます。

19ページを御覧ください。災害時における医療救護体制の強化について御説明します。南海トラフ地震を見据えた場合、医療資源の絶対的な不足やインフラの寸断などによりまして、しばらくは外部支援が期待できない状況などが見込まれます。このため、より負傷者に近い地域での医療救護体制の強化とともに、医療機関が自らの力で医療継続できる体制整備を通じた地域の総力戦による医療救護活動に取り組んでいます。

南海トラフ地震が発生した場合、県内で多くの負傷者が見込まれますので、今後の取組の方向性としましては、まずは防災・減災で負傷者を大幅に減らすことが重要です。その上で、各病院の対応力の強化や地域での総力戦に向けた取組の強化を図ります。このため、右下の令和8年度の主な取り組みにありますように、病院BCPの実効性確保のための詳細な調査・分析を行い、課題などを関係機関と協議するなど各病院の体制整備の強化に取り組めます。

また、福祉分野も含めた保健医療調整本部・支部の運営体制への抜本的な見直しや、政府主催の訓練を通じた関係機関とのさらなる連携体制の構築など、引き続き、医療救護体制の強化に取り組んでまいります。

以上が令和8年度の当初予算案となります。

続きまして、令和7年度の補正予算について御説明します。

資料の21ページをお願いします。まず、資料の中ほどの1保健政策費の説明欄の1人件費は、市町村からの派遣職員6名分の給与などを計上しています。

次の2保健政策費のうち、国庫支出金精算返納金は、令和6年度に受け入れた国庫補助金の実績額の確定に伴う国庫支出金の精算返納に要する経費を計上しています。

次に22ページを御覧ください。説明欄の2歯科保健事業費の1つ目、災害時等歯科保健医療提供体制整備事業費補助金は、国の補正予算を活用しまして、避難所などにおける歯科医療や口腔ケアなど、災害時の歯科保健医療活動に必要な車両や携帯型医療機器などの整備を行うものです。

次の3血管病対策事業費の2つ目、透析予防普及事業委託料及び3つ目の診療報酬等データ分析システム改修等委託料は、実績が見込みを下回ったことなどにより減額を行うものです。

5災害医療救護体制整備事業費の1つ目、検診車両改修工事請負費は、災害時において医療機関が被災した地域で医療活動ができるように、幡多地域にある高知県総合保健協会が所有します検診車両の改修を工事請負費で行う予定としておりましたけれど、車両の所有者の負担金の形で支出しましたので、減額するものです。

2つ目の災害派遣医療チーム活動支援事業費補助金と、23ページの非常用自家発電等設備整備事業費補助金は、国費の内示額に合わせて減額または増額をしたものです。

24ページを御覧ください。繰越し事業が2件あります。1つ目の歯科保健事業費は、先

ほど増額補正の説明をしました、災害時等歯科保健医療提供体制整備事業費補助金です。

2つ目の災害医療救護体制整備事業費は、災害医療救護体制強化事業費補助金及び医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金で、耐震化工事などの年度内での事業完了が難しいため、繰越しの承認をお願いするものです。

以上が令和7年度の補正予算案となります。保健政策課の説明は以上です。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** 災害時における医療救護体制の強化の点で、今回、災害の新想定が出されて、災害関連死をカウントされるということで、実際、高知県ではどれぐらい関連死の方が想定されるのか。また、知事が災害関連死ゼロと言われているので、それに向けての予算と体制はどうなっているのか。全てここの課だとは思わないんですけど、関連している医療の現場として。

◎**田邊保健政策課長** 災害関連死の想定については、手持ちのものがないんですけども、県内でも相当の負傷者が見込まれていますので、そういった負傷者の方をまずは減らすところの取組をやった上で、医療機関も受け入れができる能力も限界があります。医療機関が、自分たちの力で医療が継続できるような体制づくりも強化していこうと考えています。

◎**はた委員** 負傷者が、前回の想定から約2倍になっていると思うんですけども、その不安に対して、どう体制を組んでいくのかという取組が必要だと思うんですが、どうなっているのでしょうか。

◎**田邊保健政策課長** 国の被害想定では、大きな数字が出されていまして、前回の被害想定よりは増えるのではないかと見込まれてはいると思います。ただ、医療機関も受け入れできる能力は限界がありますので、その中でも、発災から支援が得られるまでの間は、自分たちで医療活動を継続できるように、水や燃料の確保といった体制をつくっていくところの強化をしていこうとはしています。

◎**はた委員** 新しい想定にかみ合う災害時の救急医療体制を、どう強化するかということになっていくかと思うんですが、関係者の方との議論は進んでいるのでしょうか。

◎**中嶋健康政策部長** 県版の被害想定につきましては、今年度末に出すと、今整理をされていると承知しております。いずれにしても、国の被害想定が大きくなっていましたので、県版の被害想定も大きくなるとは考えています。対策としましては、先ほど課長からも説明がありましたように、病院のハード整備はしっかりしていただくことと併せて、医療人材だけではなかなかカバーできない部分がありますから、一般も含めた人材育成、救護に当たっていただくとか、そういったマンパワーを育てることと併せて、先ほど、委員からもありましたけれど、災害関連死の対応も非常に重要になってきます。そうしたことから福祉避難所とか、福祉との連携も強化していきたいと考えているところです。

◎**岡田（芳）委員** 19ページの災害時の医療救護体制の強化のことなんですが、外部から

の支援が受けられるまでの間、自らの力で医療継続ができるよう対応力の強化ということですが、病院によって災害時いろいろ状況があると思います。そこは災害以前に、こういうことを想定して、どういう支援をしていくかという組織づくり、連絡の仕組みはどんなになっているんですか。

◎**田邊保健政策課長** 県では、災害時の保健医療強化の体制としまして保健医療調整本部、それから福祉保健所等の支部を置きまして、また市町村、それからそれぞれの災害対策本部、そういったところとの連絡体制はできています。

◎**岡田（芳）委員** かなり同時多発のケースも想定できると思うので、調整なんかはどういう形で図られるんでしょうか。

◎**田邊保健政策課長** 市町村でも災害対策本部が立ち上がりますし、県もそうですし、県では災害が発生しましたら保健医療調整本部・支部をそれぞれ立ち上げて、物資であったり、人的な要請であったりといったところの連絡体制はつくっております。例えば、支援の要請が必要であれば、まず、福祉保健所に置かれる支部に連絡要請があつて、県の本部に上がってきて、全体で調整するといった流れは想定しています。

◎**横山委員** 健康パスポートアプリですけど、ポイントがつくようなことはやっていいますか。

◎**松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長** 高知県の高知家健康パスポートもポイントがつくように、歩数であったり、レコ活ということで、体重とか血圧を測ってポイントがつくようなものはあります。

◎**横山委員** 健康パスポートができて、結構長いですね。感想でいいのですが、この事業は実際どうですか。

◎**松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長** 健康パスポートは、現在アプリをダウンロードしている方は7万7,000人ほどおいでまして、アクティブユーザー、1日1回必ずアプリを活用する方は2万人ほどおいでます。人数的には増加傾向になっております。また、アプリを活用していただくようなイベントも開催しておりますので、その都度、増やしていくような取組はしています。

◎**横山委員** 委員会で県外視察に行ったとき大阪府で、たしか市町村と連携してやっていたとお聞きしたんです。県は、高知県としてやられていますけれど、もっと市町村をしっかりと絡めていって、これをさらに進化させていくことが重要ななと思って県外視察のとき聞いてたんですけど、その辺の取組ってどうでしょうね。

◎**松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長** 健康パスポートアプリも市町村版で、市町村が独自にイベントをする場合は、市町村の方にPRできたり、そういった形で市町村独自で使っていただける形にはしています。

◎**横山委員** 市町村がもっと前に立ってやっていたような感じと思うんですけど、もっ

と、一緒に連携を深めたらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長 市町村とも一緒にはやっていますので、また、今後とも健康パスポートアプリを、市町村独自でも使っていただけるような形で、広めていきたいと思っています。

◎横山委員 事業所版の健康パスポートの拡大ですけど、今どんな状況ですか。

◎松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長 事業所版も市町村版と同じように、事業所の職員向けにイベントであったり、お知らせができるような形で進めています。令和8年1月現在で、県内の269事業所の方が事業所版で登録していただいております。職員さんの健康管理、またイベントであったり、通知といったものに活用いただいています。

◎横山委員 これから本当に働き盛りの、また担い手がどんどん減少していく中で、健康経営がさらに大事になってくると思うので、引き続き、機を捉えてブラッシュアップしていただきたいなと思います。

◎はた委員 生活習慣病予防の取組で、壮年期の男性が亡くなる原因が、血管病が多いのではないかという報告があったんですけども。要因が3つほど書かれていて、体重の増加だとか運動習慣がない、喫煙があると書かれているんですが、壮年期の方は、社会的に働いている方がほとんどで、私としたら、ストレスを過度に抱えるケースがあるのではないかと考えます。なので、体の変化、体重だとか喫煙があるとか運動しているかどうかだけではなくて、ストレスをチェックしていく流れの中で、受診につながるような取組を、県としてはされているのかどうか。全国的には、ストレスがいろんな病気の要因になると聞いているので、ストレスに対する取組をお聞かせいただきたいです。

◎松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長 健康政策部では、睡眠であったり、休養であったりというところが、よさこい健康プラン等にも書かれておりまして、そういったところの取組はしています。

また、ストレスということで、メンタル面の御心配だとは思いますが、そういったところは、子ども・福祉政策部の障害保健支援課でもやっていますので、併せて、保健政策課も健康パスポートなどで、県民の皆さんに情報提供していきたいと思っています。

◎はた委員 女性の更年期に対する新たな対策が進んでいくということで、壮年期の男性の命を守る意味で、ストレスに踏み込んだ情報をつかむことも大事ですし、それに対する対策も必要です。そういう取組をぜひとも進めていただきたいなと思っています。

◎岡田（芳）委員 中山間の介護の支援のことで、要介護3以上の在宅率が上がっていく想定になっていますか。それに見合う介護の仕組み、フォローしていく体制が当然必要になってくると思うんですけども、その辺の取組としては、今後どのように考えておられるのでしょうか。

◎中嶋健康政策部長 長寿県構想の柱2の目標設定と理解しています。要介護3以上の方の在宅率50%を目指しておりますけれど、これは県民世論調査で出てきた希望率でして、それを目指しましょうということなんです。まだ足りていないんですけど、これに向けた対策としましては、医療分野であっては在宅医療、例えば、訪問看護であったりとか、その辺の体制を強化すると。あと、子ども・福祉政策部では在宅介護のサービス提供体制の強化というところで力を入れているところです。

◎岡田（芳）委員 実際、事業者もなかなか大変だと思うので、しっかりサポートすることが必要だと思います。

◎はた委員 関連して。この財源になる地域医療介護総合確保基金、今の使われている状況をまず聞かせていただきたいのと、基金として8億円ほど減額ということでしたけれども、今の基金の残高、状況なども教えていただきたい。医療と介護で基金が違うかもしれませんけれど。

◎小野在宅療養推進課長 先ほどの御質問、在宅療養推進課の所管となっておりますので、私からお答えします。

地域医療介護総合確保基金につきましては、現行の補正も、今回、議案として上げておりますけれども、この主な理由となりますのが、これまでの基金の運用としまして、年度ごとに積み立てた基金について、過去の年度分をまたいで利用することはできない仕組みになっていました。これを今年度から国の運用が改められまして、過去積み残してきた基金を一括して、過去の分も合わせて活用ができる形になりました関係で、所要額が減額になったことで減額をしているものです。

◎下村委員長 在宅療養の関係は後でやりますので、よろしいですか。

◎はた委員 はい。

◎横山委員 債務負担行為の歯科衛生士養成奨学貸付金ですけど、今までの実績とか動態を教えてください。

◎松岡保健政策課保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長 これまでの貸付者でいきますと、39名の方に貸付けをして、そのうち卒業が24名になっています。

◎横山委員 令和8年から令和11年まで、この950万円余りで何名分ぐらいなんですか。

◎下村委員長 時間がかかるようでしたら後でもいいですけど。

◎田邊保健政策課長 後ほどにさせていただきます。

◎横山委員 中山間のほうに歯科衛生士を、しっかり送り出していくことに対して、大変重要な取組だと思うんですけども、実際、それを定着してもらおうとか、後どんなになっているとかも、目標というか、ある程度、卵が先か鶏が先か分からないけれど、しっかり有意義なお金の使い方になるようにやってもらいたい。これは私のお願いの話ですけど。意味が分からなかったら、申し訳ないけれどまた個別に話します。

◎明神委員 健康寿命の一番初めに説明された延伸を見るとですね、男性が令和元年から令和9年までに1.89年以上延伸するのに、女性は0.79と半分以下ですけれども、男性は暴飲暴食をするし、これほどどうして延びるのか。それから、いろいろフレイル予防の体操などの現場を見ても、女性が圧倒的に多いんですが、女性の延伸が半分以下となる原因がありますか。

◎中嶋健康政策部長 詳細なデータ分析できてないんですけど、女性はかなり健康寿命が長くて伸び代がない状態です。一方で、男性はまだ低い状態ですから、その辺の差が出ているんじゃないかなと、個人的に考えています。

◎はた委員 中山間における医療・福祉・介護サービスの提供体制の確保ということで、高知版の包括ケアシステムの取組がされてきたと思うんですけども、今、民間医療も本当に経営が大変で病院が続かない。この先5年10年、地域に医療機関があるかどうか、そういう状況だと思うんですけども、今のこの包括的な体制を5年後、10年後、さらにその先を見越して必要な体制を立てるに当たって、課題になっている医療の種別などの状況把握はどんなになっているのでしょうか。

◎中嶋健康政策部長 医療体制につきましては、所管が医療政策課になります。内容としては地域医療構想に絡む話ですので、この後御説明する予定となっておりますので、そちらでお願いしたいと思います。

◎樋口委員 先ほどですね、伸び代と言われたんですが、確かにそうとも思うんですが、伸び代からだと、あと2年延ばすとしゆうでしょう。伸び代がピークに近づいたらこんなに2年も延びんわけよ、75年から77年まで。部長の考えと思うけどよ、伸び代がもうピークに近づいているんだったら、こんなに延びないでしょ。それがどうしてこういう数字が出たんですか。

◎中嶋健康政策部長 高知県の状況を申し上げますと、男性は全国下位です。女性は全国上位です。男性については、全国平均よりもかなり差がありますので、その差が徐々に埋まってきているのが数字上現れているのかなと考えています。

◎樋口委員 せっかくここへ書いちゃうことは、説明できるくらいの知識を持ちよかないかんですよ。

◎中嶋健康政策部長 データを解析して、また今後にも備えたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、保健政策課を終わります。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 令和8年度の当初予算案と令和7年度の補正予算案について御説明します。まず、令和8年度の当初予算案についてです。

1 ページの歳入につきましては、高知県・高知市病院企業団への派遣職員の人件費にかかる企業団の負担金、幡多看護専門学校の授業料や、准看護師試験に係る手数料などを受け入れるものです。

2 ページをお願いします。国庫補助金や基金の繰入金は、後ほど御説明します各事業の財源となるものです。

歳出について御説明します。4 ページを御覧ください。歳出の予算額は総額で 55 億 9,003 万円となっていて、令和 7 年度当初と比較し、地域医療の構想関連予算の増加などに伴いまして 1 億円余りの増額となっています。右の説明欄に沿って主な事業を御説明します。

5 ページをお願いします。3 保健医療計画推進事業費は、高知県医療審議会や地域医療構想の推進のための経費を計上しています。地域医療構想については後ほど別の資料で御説明します。ページ中ほどの 4 救急医療対策費と、次の 6 ページにあります 5 ドクターヘリ運航事業費、6 看護の人づくり事業費についても、後ほど長寿県構想の資料を用いて御説明します。

8 ページをお願いします。上から 3 つ目の 7 移植医療推進事業費は、本県の移植医療を推進するため、高知県腎バンク協会の臓器移植コーディネーターの活動費への助成などを行うものです。

その 4 つ下の 8 医師確保対策事業費は、若手医師の減少や地域偏在などの課題に対応するため、医師の確保対策や育成支援を行うための経費を計上しています。

9 ページをお願いします。上から 4 つ目、診療所開業等支援事業費補助金は、高知市、南国市を除く重点医師偏在対策支援区域において、診療所を開業、または承継する場合に、初期投資や運営経費の一部を支援するものです。

その 4 つ下の 9 医事指導費は、病院への立入検査や、県民からの医療相談をお受けします医療安全支援センターの運営のほか、高齢者施設などへの感染管理の実地指導などのための経費です。

さらに 5 つ下の 10 母子医療対策事業費は、安全・安心な出産環境を確保するために、周産期医療体制の整備などに係る経費を計上しています。

10 ページをお願いします。上から 8 つ目の分娩取扱施設設備整備事業費補助金については、安心・安全な出産環境を確保するため、分娩取扱施設が分娩時に要する施設整備に対して補助を行うものです。

その 1 つ下の無痛分娩連携モデル事業費補助金は、国のモデル事業を活用して、県内に無痛分娩に携わる医療従事者の育成に要する経費を補助するものです。

続いて、下から 3 つ目の 1 高知医療センター運営支援事業費です。一番下の高知県・高知市病院企業団負担金は、国が示す基準に基づきまして、医療センターの施設や設備整備

に係る起債の償還、がん救急周産期医療等の運営に係る経費などに対して、原則として県と市で2分の1ずつ負担をするものです。

12 ページをお願いします。地域医療構想の推進について御説明します。地域医療構想は、一番上の目的に記載してありますように、将来の医療需要を見据えつつ、地域の実情に応じた適切な医療提供体制の構築を推進することを目的としております。

左側に概要を記載していますが、その中の3つ目の丸にありますように、次期の地域医療構想は、高齢化や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、これまで入院医療のみに着目したものから、外来、在宅介護連携も含めた医療提供体制全体を俯瞰したものに位置づけが変更をされます。

この次期構想の策定に向けましては、右側の2スケジュールに記載していますが、本年度中に、国においてガイドラインが検討策定される予定となっています。来年度はガイドラインに基づきまして、地域の医療提供体制全体の方向性や、病床数の必要量の推計などを行う予定としております。その上で、令和9年度から令和10年度にかけて、在宅医療、医療介護連携等について、各地域において協議を行い、その内容を追加したいと考えています。

下段の3関連予算には、令和8年度当初予算に計上しました、地域医療構想を推進するための事業を記載しています。このうち、(1)の地域医療構想推進事業費補助金については、医療機関が病床転換や削減に向けて、経営・収支シミュレーションを外部に委託する際の費用に対して補助を行うものです。

次の(2)病床機能分化促進事業費補助金と(3)病床機能再編支援交付金は、回復期の病床への転換や、自主的に病床機能のダウンサイジングなどを行う医療機関へ補助を行うものです。

一番下の(5)救急告示病院設備整備事業費補助金は、現在、積極的に救急搬送を受け入れている医療機関を対象に、高額医療機器などの導入を支援するものです。

13 ページを御覧ください。次に、救急医療体制の確保・充実についてです。こちらについては、右下の令和8年度の取り組みにありますように、ICTの活用や、救急救命センターの運営支援、休日、あるいは夜間の医療体制やドクターヘリの円滑な運航の確保に取り組むとともに、救急車両の整備や、運転手などの人員確保のための支援や、手前の地域医療構想でも申し上げました救急病院に対する医療機関の設備整備の支援などに取り組めます。

また、一番下の適正受診の啓発及び受診支援では、救急電話相談や、本年度から開始しました小児科医によるオンライン相談の活用などにより、救急医療の適正受診や、安心して子育てができる体制の整備を進めてまいります。

14 ページを御覧ください。看護職員の確保対策の推進についてです。右下の令和8年度

の取り組みにありますように、看護師、看護学生向けの就職フェアの開催でありますとか、UIターン層向けの情報発信の強化、短時間正職員制度に関する啓発などを進めてまいります。

一番下の（３）地域偏在対策に対する支援の看護師養成施設の東部サテライト教室については、次の15ページを御覧ください。

看護学校の東部サテライト教室については、安芸市に整備をしています東部多機能支援施設の2階に開設予定です。運営につきましては公募により決定しました学校法人日翔学園高知開成専門学校が行います。

右側の概要欄にありますように、授業について、座学は、本校の授業をオンラインで受講することとしておりまして、演習は教室内、実習は東部地域の医療機関などで実施をする予定です。学生の定員、教職員数については記載のとおりとなっています。また、学生に対しましては、県の養成の奨学金に加えまして、東部9市町村に奨学金をつくっていただきましたので、そちらについても併せて活用することが可能となっています。

左下のスケジュールを御覧ください。養成施設に関しては、施設整備、本体の多機能支援施設の改修の完了後、備品などの搬入を行いまして、事業開始に向けた準備を来年度行ってまいります。並行して、事業者で第1期生徒の募集が開始されますので、こちらについても、運営の事業者、東部9市町村などと連携して、しっかりと周知を行いまして、学生を確保してまいりたいと考えています。

16ページをお願いします。債務負担行為です。先ほどの当初予算の中にも計上していませんけれども、看護師、助産師、医師の奨学金につきましては、修学期間に応じた貸付期間となりますため、債務負担をお願いします。

当初予算の説明は以上となります。

続いて、令和7年度補正予算案について御説明します。20ページをお願いします。歳出につきまして、右の説明欄に沿って主な内容を御説明します。

まず1の保健医療計画推進事業費の補助金、交付金の減額については、当初、活用を予定していた医療機関における事業の延期または中止によるものです。

5つ下の2看護の人づくり事業費の減額については、看護師、助産師の奨学金の貸付けが当初の見込みを下回ったことによるものです。

一番下の3医師確保対策事業費については、21ページです。上から3つ目の勤務環境改善事業費補助金は、医師の労働時間短縮に向けた取組経費を補助するものですが、医師の派遣等の取組が当初の想定を下回ったことにより減額を行うものです。

2つ下の医師養成奨学貸付金の減額は、当初の見込み人数を下回ったことによるものです。

その下の4医事指導費については後ほど資料で御説明します。

3つ下の5母子医療対策事業費の減額は、各補助金の対象事業費が当初の見込みを下回ったことによるものです。

23 ページをお願いします。先ほどの医事指導費で計上しています医療施設等物価高騰緊急対策給付金につきましては、国の交付金を活用し、光熱費や食材料費等の物価高騰の影響を受けながらも、医療サービスの安定的な提供を継続している医療施設などに対して支援を行うものです。執行に当たっては、受付等の事務を民間事業者に委託する予定としています。対象施設及び給付金額については、中ほどに記載してあるとおりです。

最後に、24 ページをお願いします。繰越しについてです。

医事指導費のうち、先ほど御説明しました医療施設等物価高騰緊急対策事業費及び12月議会で御承認を頂きました医療従事者処遇改善等支援事業費については、計画調整に時間を要するため、繰越しをお願いするものです。

医療政策課の説明は以上となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 10 ページの高知医療センター費についてです。県と市での病院企業団への負担金なんですけれども、額は増えているとかはないですか。

◎高橋医療政策課長 この件に関しましては、本会議で坂本議員からも御質問があったところかと思いますが、県と市の負担金については、医療センターが設立当初の平成16年に上限額の取決めがされておりまして、現状では、その上限額に達しています。県の負担額としては、上限額が19億6,100万円ぐらいで、それに加えて、上限額対象外の建設改良費への支援などもありますので、総額としてはもっと増えますけれども、一定その上限額の中で、支援をしている状況になっています。

◎岡田（芳）委員 坂本議員も質問もされたんですけれども、私も病院議会の議員を務めておりまして、先日の議会でも、この議論になりました。病院経営がなかなか厳しい状況が続いていまして、公立病院を支えるために、県や市にもっと負担をしてもらえないかという議論もあったところなんです。県民の命を守るとりですし、高度医療を担う重要な病院ですので、ここをしっかりと検討をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

◎高橋医療政策課長 本会議でも知事からも答弁をしたかと思いますが、県だけではなくて、高知市とも話をしないといけない内容になっていますので、医療センターの果たす役割は、特に救急機能であるとか周産期も含めて、非常に重要な機能を担っていただいていますので、そうした機能がしっかりと発揮されるように、支援の在り方も含めて、来年度以降、議論をしていきたいと考えています。

◎明神委員 医療政策課が、高知医療センターの指導的立場にもあるわけですか。

◎高橋医療政策課長 指導的という言い方が正しいかはさておき、医療センター自体は、独立した法人として病院議会を持っていますし、自らの団体として設立しています

ので、出先機関のように指導する立場にはないと認識しています。

◎明神委員 私も高知医療センターの議員ですけれども、今年も赤字予算で、あと2年続けてやったらもう基金がなくなってしまうと。国で医療報酬が見直されたけれど、それでも赤字続き。県人口が65万人を切ってまだ下がりゆうわけですから、知事の言う賢く縮まない。入院患者の方も、それから外来の方もどんどん減っていきゆうわけですよ、年間数万人。ですから、健全計画を立てるときに、賢く縮む、ベッド数を減すとか、そういうことをね、指導していかんと数年後に医療センターは倒産してしまいます。

それから、県立病院もそうです。先日、説明があったけれども。幡多にしてもあきにしても人口が減りゆうわけですから、賢く縮む計画にせんとやっていけないわけです。指導的立場にあるかどうか分からないけれども、19億円も出しよったら指導的立場になるでしょうけれど、ちょっと頭に置いていろいろとね。

◎高橋医療政策課長 先ほど、明神委員がおっしゃったように、やはり将来の見通しをしっかりと立てていくことが大事だと思っています。人口が減っていく当面のトレンドは変わりませんので、特に郡部もそうですが、従事者もなかなか確保するのが難しくなっていくといった見通しを立てて、少し手前でもお話ししましたけれど、中央圏も当然地域医療構想のエリアに入りますので、その中でどういった医療機能を医療センターが発揮していくのか。そういった議論をする中で、県としても、医療センターに対して、こういった形でぜひやってほしいということは、意見として伝えていける場がありますので、そこでしっかり議論をしていきたいと思えます。

◎明神委員 知事のね、賢く縮むでいろいろと縮んできゆうわけですから、よろしく願います。

◎はた委員 私も地域医療圏構想のことでお話ししたいんですが、圏域ごとに、本当に安心・安全な医療体制を確保すると、命を守ることを軸に考えたときには、どうしても足りていない部分、経営状況から見たら減らさざるを得ないと、数字上どうしても出てくるかもしれないけれども、命や暮らしや地域をどう守るかとした場合には、足りていない部分もあるかと思うんです。例えば、郡部の方が高知市の医療機関にかかると。それは地域に医療がない、診療科がないからわざわざ遠くまで行ってしまっている。そういったところも整理をして、本当に圏域の中で、身近に安心できる体制の、私は必要量を考えていただきたい。経営のお金だけで計算をしてしまうと、人口だけ見たら減っていくしかないみたいな形になりますけれど、命と健康を守るだけじゃなくって、みんなが本当に生き生き、最後まで医療が受けられる、暮らせる基盤整備ですので、その必要量に対する考え方、経営視点で必要量をはかるのか、それとも命・暮らしを守る基盤として必要量をはかるのか。それによって構想って違ってくると思うので、部としての考え方とか現状を教えてくださいなと思えます。

◎高橋医療政策課長 地域医療構想をどのような視点で考えていくのかということかと思えます。先ほどお話ししましたが、まずは、将来の医療需要を、その地域に住まわれる方の人口推計であるとか、あるいは、今どういう病気で、どういう医療機関を受診されているのか。そういったことを先んじて、県でも外部委託をして分析してきています。そうした情報を今年度も地域で提示して、まずは、現状がどういった形になっているのかを説明してまいりました。その需要がベースになって、それが将来さらにどうなっていくのか。年齢層構成も変わりますので、対応すべき疾患も変わってきます。高齢者になると、また違う対応が必要になってきたりもするので、そうした需要をまずベースに考えていくことが前提にあることは、そのとおりです。

片や、医療機関が今持っている機能、どういった診療科があって、どういう医者の体制があるのかという点自体は、民間の病院で経営等をにらみながらになると思います。一方で、公立の病院に関して言えば、その上で、公立病院でそこを支えていくのか、どうするのか。そういったことを議論していく必要があると思いますので、来年度以降、議論していきたいと考えています。

◎樋口委員 医療センターですが、県立病院もそうだけれど、ああいう公立病院は、幾ら経営努力しても持ちませんよ。そこら辺りはっきりしていないと。現状でさえ、医療センターもあきも、私は知っているけれど、ぎりぎりの人数で相当働いていますよ。それで、自らの努力で黒字化せいと言っても無理なところがある。これはもともとベースの、国の基準がおかしいんだから、今の時代に合っていない。だから、国が責任を持ってお金を回してくれんと全国の公立病院は潰れます。ただそれだけじゃなくて、高知市内も民間病院も赤字のところは、口に出さないだけでいっぱいありますよ。小さな民間病院がばたばたいく、公立もばたばたいく。民間病院で患者を引き取ってもらって、公立病院は重い、そんな理屈はもう成り立たんようなところへ来ているんです。だから、結論は1つ。国がどればあくれるかなんです。私は、いろいろ不満もあるけれど、県立病院も医療センターも一生懸命しゆうと思います。一生懸命しゆうことを認めちゃって、あなた方が、私らもそうか分からないけれど、国に対して説得しなきゃ、ここで幾らねああやれこうやれと言っても持ちません。

◎高橋医療政策課長 公立病院に関しては、当然、不採算部門を数多く担っている前提がありますので、なかなかその前提の中で黒字化をせよというのが難しいのは、共通の意識として持っておりますし、民間病院を含めて現在の診療報酬の算定の中では、今の人件費の上昇であるとか、物価上昇をカバーし切れていない。これもまた事実であろうと思いますので、まずベースとして、しっかりとした診療報酬なり、そうした支援、バックアップが国全体の中でされることが大事だということは、そのとおりだと思いますので、それについては、県も知事会、あるいは団体などを通じて、一緒に国に対してしっかり訴えてい

きたいと思っています。

◎樋口委員 急に小さい話になるけれど、安芸のサテライトです。県が特定の条件で、生徒に奨学金5万3,000円を出すわけですね。

◎高橋医療政策課長 既にある制度ですので、安芸のサテライトの学生に対しても同様に適用されます。

◎樋口委員 これはいくらに対して、5万3,000円ですか。市町村はそれにどれくらいプラスする予定ですか。

◎高橋医療政策課長 定額で決まっておりますので民間の看護学校の場合は、月額5万3,000円になります。市町村も、同額の月額5万3,000円を出していただけると聞いています。

◎樋口委員 県と市町村で、生徒に対して10万6,000円が出る解釈でええと思うんですが、私が聞きたいのは、例えば、授業料が15万円で10万円を出す、その授業料との差額はどれぐらいになるんです。

◎高橋医療政策課長 民間の専門学校、特に今回運営をされる高知開成専門学校ですと、年間で100万円ほど授業料がかかる。1年目が多分100万円で、2年目はもっと少なかったかもしれません。それぐらいかかりますので、逆に言うと、県と市町村の奨学金をもらえば、授業料分はカバーできるような形の金額設定になっています。

◎樋口委員 おめでたい話だと思うんですが、12人の学生が集まる予定ですか。

◎高橋医療政策課長 集めますと言いたいところですが、これから12名が集まるように、しっかりと努力をしていきたいと思います。

◎樋口委員 この状態だったら厳しいと思うきね。各市町村に県からハッパをかけようみたいなけど、無理がいつちゅうと思うんです。

◎横山委員 前に424の病院の、公立・公的病院が再編統合ということで、私も当時、議会で総務委員会に所属させてもらったんですけど、あのときと、また違う意味合いを含んだ地域医療構想という解釈でよろしいでしょうか。

◎高橋医療政策課長 公立病院については、かつて再編でかなり厳しい目が向けられたこともありますがけれども、コロナの感染を経て、その機能が見直された、やはり、その地域になくてはならない位置づけに、国でもなっていると認識していますので、地域医療構想の中でも、特に公立病院を再編する前提をもって入っているものではありません。

◎横山委員 そこで、先ほど、明神委員も言われたように、指導的立場というようなこともある意味でいうと、樋口委員も言われましたけれど、どこの公立・公的病院も多分厳しい状況にあると思います。結果的にそうはならなかったけれども、この前のときはどっちかという、再編・統合を押しつけるニュアンスのアナウンスになりましたよね。逆に言うと、だから、今回のこの地域医療構想の場合は、県も一緒に入って行って、地域の公立・

公的病院の持続可能性を図るような地域医療構想にしていく。いの町でいくと仁淀病院がありますけれど、なかなか町だけでは厳しいところもあると思うんです。だから地域医療構想の推進をもって、逆に県の知見も、仁淀病院の中に入れていけるような構想になると、より良い構想になっていくんじゃないかと思うんですけれども、御所見があったらお聞かせください。

◎高橋医療政策課長 それぞれの病院で経営改革のプランを立てられていると思います。そういったものに沿ってということになろうかと思いますが、県としてもサポートではないですけど、今回の分析などの情報提供も含めて、病院だけではなかなか分からない部分を、外部の専門家も入れてデータ分析とか、経営の判断の指標になるようなものも提供できると思いますので、そういった形でサポートできればと思います。

◎横山委員 公立・公的病院がどういう形になるか、これから進んでいくと思うんですけれど、よりよい形で残していくことを、ぜひ県としても全面的に先頭に立って汗をかいていただきたい。要請です。

◎岡田（芳）委員 関連なんですけれども、全国的に高齢化も進んで人口減少も進んでいる中で、地方では同じような状況があると思うんです。そういう中で、政府も、厚労省も、一定の政策方針をやると思うんですけれども、本県の実情に合った、県民の命を守る立場で、しっかり議論をして取り組んでいただきたいのが1点です。

本県においても、医療のニーズもいろいろ多様化もしているし、また、地域によっては偏在もあると思います。病院経営もなかなか厳しくなってくる中で、公立病院としての役割があると思うので、県内外の連携も取りながら、しっかり県民の命を支えるということで議論を深めて、しっかりとした構想を立てていただきたいと、要請をします。

◎岡崎委員 医師の確保は、どういう形で確保されているのか。

◎高橋医療政策課長 医師の確保の中心になっているのは、県の取組ではやはり奨学金の部分になります。県内には、唯一の医師養成機関として高知大学の医学部がありますので、高知大学の医学部では、特に将来、県内一定期間従事することを条件とした地域枠という入試枠を設けていただいています。その入試枠と連動する形で、県の奨学金制度があります。例えば、医学部生で6年間奨学金を受けていただくと、その1.5倍の期間の9年間、県内で従事をしていただければ、奨学金が免除になる取組を、かなり前からしております。そうした取組をした中で、一定、40歳未満の若手医師数が上昇傾向にあるなど、成果も見られていますので、まずは、そういった若手医師の増加を重点的に取り組んでいるところです。

あわせて、医師の場合は、長く臨床研修の段階から、それぞれの専門分野に進む中で、かなり資格を取ったり勉強をしていかないといけない。勉強をするための資料であったりとか、あるいは学会に行くための旅費であるとか、そういった部分でのサポートもしてい

ますので、県内で修業してしっかりと医師としてのキャリアが積めるような、トータルでの支援という形で県では取り組んでおります。

◎岡崎委員 高知大学の医学部の医学科に進学している県内の学生は、どのくらいですか。奨学金を受けられるのは、県内の出身だけですか。

◎高橋医療政策課長 出身は問いませんので。奨学金の数字と県内出身者はリンクはしておりません。高知大学全体では多分3割ぐらいが県内。医学部も大きくは変わらないと思いますが、正確な数字が今手元にないので。

◎下村委員長 また、後ほど分かりましたら、よろしくお願いします。

◎岡崎委員 毎年十五、六名から20名近くは進学しているってことですか。

◎高橋医療政策課長 県内出身者の数字が分からないですけれども、毎年奨学金を受けていただいている方は25名ぐらいいらっしゃいます。

◎樋口委員 さっきの質問は、医師の確保はどうするかじゃなかったですか。その答弁がなかったと思うけれど、表面事の答弁は、答えたんです。あなたは一番知っちゃらね。医師の確保は、大学の有力教授とどれぐらいコネクションがあるか。その病院の院長がどれぐらいの人格者か。この2つがほとんどです。

◎家保理事（保健医療担当）兼医監 高知大学が今60名ぐらい、卒業してから高知県内で初期臨床研修を受けていただいて、40名から50名ぐらいが専門研修という3年目以降も勤めていただける状況です。一時期はかなり低かったんですけれども、先ほど課長からお話がありましたように、最近は若手は残っていただいている状況にあります。ただ、一時期、低いときの時期に若手を指導する、今でいうと40代後半から50代ぐらいの、核になる方がいないのが、高知にとっては非常に辛い部分があります。現在では大学にできるだけ残っていただいて、高知において一人前の医師、各専門医になれる体制は確保できると思います。

それから、派遣については、郡部についても、ある程度、資格が取れるようなところではないと行きたがらないですけれども、そういうような期間は、意識しながら配置もしていただいていますので、高知大学とも連携を密に取り組んでいるところです。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

〈在宅療養推進課〉

◎下村委員長 次に在宅療養推進課の説明を求めます。

◎小野在宅療養推進課長 当課からは、令和8年度当初予算案、令和7年度補正予算案、条例議案の3つの議案について御説明します。

まず、資料1ページを御覧ください。歳入予算となっておりますけれども、事業執行に伴う国庫補助金や基金の利子、また基金繰入金など、後ほど歳出で説明する事業の特定財

源を計上しておるものです。

続きまして、3ページを御覧ください。歳出です。歳出予算額は32億3,194万8,000円となっております。昨年度当初予算と比較しますと、11億6,800万円余りの減少となっております。

減少の主な要因としましては、地域医療介護総合確保基金積立金が13億7,000万円余りの減となっております。これは、この基金で実施しております介護施設の整備事業につきまして、先ほど御説明しました基金残高の活用であったり、債務負担行為の設定することによって、積立額を圧縮したことなどによるものです。

歳出の内訳につきましては、右端にあります説明欄で御説明します。

まず、1人件費につきましては、当課18人の人件費を計上しています。

その下の2在宅医療提供体制推進事業費は、訪問看護師の人材育成や訪問診療、訪問歯科の提供体制強化への支援、またオンライン診療など在宅医療提供体制の確保に取り組むための事業費となります。このうち新規拡充事業について御説明します。

4ページを御覧ください。1つ目、下から5行目にあります訪問看護師育成講座開設寄附金です。これは高知県立大学に訪問看護師を育成するための講座への寄附を行うもので、オンライン受講など柔軟な受講環境の整備を拡充するものとしています。

2つ目は順番が前後いたしますけれども、上から6行目の訪問看護師育成事業費補助金です。これは先ほど御説明しました寄附講座の受講者が所属する訪問看護ステーションへの人件費を補助するもので、拡充することとしています。

同じく4ページの下から3行目にあります、地域包括ケア推進事業費は、地域包括ケアシステムの推進の核となる市町村の地域包括支援センターへの機能強化を図る事業費となっております。

続いて、5ページをお願いします。2行目にあります、へき地保健医療対策事業費は、僻地の医療提供体制を確保するために、僻地診療所等の運営や設備整備、また、市町村が行う無医地区巡回診療への支援などを行う事業費となっております。

下から5行目にあります東部地域多機能支援施設整備事業費は、東部地域において看護師養成施設や、訪問看護ステーション等への支援機能を持った多機能支援施設を整備するための事業費を計上しています。

続いて6ページを御覧ください。地域医療介護総合確保基金積立金は先ほど申し上げました健康政策部、子ども・福祉政策部の各課で、この事業を財源として実施する事業に充当するための相当額を積み立てるものとしております。

続きまして、令和8年度の重点事業につきまして長寿県構想のポンチ絵で説明します。

7ページを御覧ください。在宅医療の推進（オンライン診療の推進）につきましては、通院が負担となる中山間地域において、地域の集会所等身近な場所で受診できるよう、

ページ下段左側の第5期構想で目指す姿の表に記載していますとおり、令和9年度までに34市町村全てでオンライン診療を受診できる体制を目指しています。

ページ上段の現状と課題の左側、課題の3ポツ目にありますように、オンライン診療を実施するには、負担と制約がかかる割には医療機関にとってインセンティブ等が少ないこともありまして、取組に消極的な医療機関が多いのが実情となっています。そのため、下段右側の令和8年度の取組みにありますように、アンケート調査を実施しまして、オンライン診療に関心がある医療機関に対しまして個別にオンライン診療の導入に向けた提案と支援を行います。

次に、訪問看護サービスの充実につきまして、8ページを御覧ください。ページ上段の現状と課題の右側、課題にありますように、高知市近辺ではサービス量としては一定充足をしておりますものの、今後、後期高齢者の増加及び若年人口の減少が見込まれる中、サービス量を確保していく必要があります。また、その他の地域では、今後、高知市近辺の需要拡大により、高知市からサービス提供が供給減となる可能性があることから、施設サービスを維持しつつ、在宅サービスを提供できる体制を確保する必要があります。

こうした課題を踏まえ、ページ下段、右側、令和8年度の取組みにありますように、まず、訪問看護サービスの量の確保として、遠距離訪問への助成により、高知市近辺から中山間地域等へのサービス提供を支援します。また、訪問看護の質の向上としまして、先ほど申しあげました県立大学に設置する寄附講座の柔軟な受講環境の整備や、受講者の所属ステーションへの人件費補助を拡大することで、訪問看護師の増加、定着を目指す取組の充実を図ります。

当初予算の説明は以上となります。

続きまして、補正予算案について10ページを御覧ください。右端の説明欄で、1人件費の市町村派遣職員費負担金は、津野町との協定に基づいて派遣されている当課職員の人件費を負担するものです。

在宅医療提供体制推進事業費の上から3つ目、中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金は、新卒・新任の訪問看護師が県の実施する研修を受講する場合に人件費を補助するものですが、実績見合いで減額するものとなります。

また、上から5つ目にあります在宅歯科診療設備整備事業費補助金は、在宅歯科診療に必要な医療機器購入に関する費用を補助するもので、申請件数が見込みを下回ったため減額するものとなっています。

11ページをお願いします。上から4つ目にありますへき地保健医療対策事業費の1つ目、へき地医療施設整備費補助金は、補助交付申請件数が当初の見込みを下回ったことにより減額をするものとなります。

一番下の地域医療介護総合確保基金積立金につきましては、先ほど御説明しましたとお

り、過去の年度に積み立てた積立金を活用する運用が可能となったための減額となります。

補正予算については以上となります。

続いて、繰越予算について御説明します。12 ページを御覧ください。へき地保健医療対策事業費は、施設整備の補助金につきまして国の交付決定の遅れから年度内に事業を完了することができなくなったものとなります。

続いて、東部地域多機能支援施設整備事業費は、今年度施工分として予定していました工事の完了が見込めなくなったものとなります。

最後に、条例議案について御説明します。

15 ページを御覧ください。上から3つ目の、高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案説明は、本県東部地域における医療、介護及び福祉に関する事業の拠点となる施設を安芸市に設置し、その管理に関する事項を定めるものです。

16 ページを御覧ください。この施設の整備の目的ですけれども、東部地域は、他の地域と比べて人口当たりの医療病床数や介護施設定員が少ないことに加えまして、看護師の年齢層が高いことがあり、在宅サービス資源や看護師などの担い手の確保に、より一層力を入れていく必要があります。このため、訪問看護や訪問歯科診療の充実、在宅医療に関わる人材の確保を通じまして、東部地域においても在宅サービス提供が促進されるよう、拠点となる施設を整備するもので、昨年秋から改修工事を実施しています。工事完了後、資機材の整備などを進め、来年4月の開設、開校を予定しております。

説明は以上となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 最初にお聞きもしました、地域医療介護総合確保基金の現在の当初の残高は、いくらになるのでしょうか。本会議では47億円という数字を了解いただいて発言したんですが。それで間違いないでしょうか。

◎小野在宅療養推進課長 手持ちに残高の資料はありませんので、後ほど。

◎下村委員長 では後ほど。

◎はた委員 基金の運用に当たって、残高を単年度ごとではなくて、年度を越しても使え、と説明が先ほどあったんですけど、具体的にこういう使い方ができるとか、教えていただけますか。

◎小野在宅療養推進課長 御説明が十分でなかったかと思うんですが、平成20年代からの基金は積立てをずっと、過去から順次行ってきております。各年度で積み立てた残高に対して、例えば、5億円積み立てたのに対して、4億円を使ったら1億円残る形になるんですけども、これを次の年度にそのまま使うことは、基本的にできないことになっていまして、1億円は1億円の中で何かしら事業があつて、それにうまくはまれば充当はできるんですけども、複数年度にわたって、1億円ずつ余ったものを合計3億円ですという

形で、事業に使うことはできない運用になっていました。今回その運用が改正されまして、過去の年度に積み立てた残高を含めて、合算額で一定運用して構わないと国の運用が改められたことがありますので、複数年度まとめたお金として使えるようになった分、有効活用ができる形になったものです。

◎**はた委員** 基金を活用する幅が広がったと。つまり、地域の医療のために使える幅も広がったと思えるんですけど、担当課としては、基金の幅が広がったことによって、今までできなかったけれども、こういうこともニーズとしてはできるような仕組みに変わったという事例とか教えていただければ。

◎**小野在宅療養推進課長** 積み立てられてきて、結果的に活用ができずに基金に積み残しになっていたお金を有効活用できるようになったということで、使える事業として認められるものの範囲が広がったものではない。これは国全体で残高が積み上がってきていることに対して、会計検査院からも指摘があったことを踏まえて、国が対応したと聞いております。

◎**はた委員** 部長にお聞きをしたいですけれども、幅が広がったということなので、県としては、この基金をどう生かしていきたいのかというところで考えとか方針があれば教えていただきたい。

◎**中嶋健康政策部長** 課長から申しあげましたとおり、決して基金の活用幅が広がったということじゃなくって、使いやすくなったというところですよ。県としましては、特にこの基金については、大きな狙いとして地域医療構想の推進というテーマがあります。今後、来年度から新しい医療構想の検討も始まって、どんどん、そうした設備への投資とかも検討が始まると思いますので、そういった際に積極的に活用していきたいと考えています。

◎**岡田（芳）委員** 7ページのオンライン診療の推進のことについて、かなり目標値が高くて、これからオンライン診療を充実させていこうという意に受け取れますけれども、既存の医療機関との関係、その辺の調整なんかはどんなにされているんでしょうか。

◎**小野在宅療養推進課長** オンライン診療自体の推進につきましては、各医療機関においてオンライン診療をやりたいと申出があれば、それに対して、県でいろいろ、こういう形で補助制度も構えていますと制度の説明だったり、条件の説明だったりをして、支援しています。

委員が先ほどおっしゃった部分については、要は、既存の医療機関の収益を圧迫したりだとか、そういうことがないかという趣旨かとは思いますが、資料の現状値の数値を見ていただくと、令和6年の数字として744件で、全体の、例えば、その下にある在宅患者訪問診療の算定件数6万4,000件でいいますと、数字的に医療機関の経営を圧迫するレベルのものではないと認識しています。ただ、県として目指していますのは、全市町村においてオンライン診療が受診できる体制をつくっておいていただくことによって、

例えば、山間部にお住まいで、どうしても病院に通うのはきつくなったときに、薬をもらうだけの診療のために病院に通うのも大変だというお声とかも実際あります。御本人のもちろん了解が必要なんですけれど、例えば、3か月に1回はオンライン診療に切り替えるとか、そういう形でいけば、御本人の負担を軽減できることにもつながってまいるかと思えます。そういう形で、主に中山間地域において、医療提供体制の確保の一環として、こういうものを進めていきたいということで推進をしているところになります。

◎岡田（芳）委員 課題のところでは整理は一定されていますけれども、これ以外にもあるかもしれませんが、課題意識としてはどうなのでしょう。

◎小野在宅療養推進課長 先ほど申し上げたように、何とか全市町村で診療できる体制そのものは整備したい思いでやっておりますけれども、課題にありますように、どうしても医療機関側にとっては、オンライン診療をやったことによって診療報酬を大きく稼げるわけではないことかというと、それをやる手間がかかる。手間はかかるけれど診療報酬は上がらないと、なかなか医療機関の側で取組をすることが難しいところで、積極的に取り組もうとする医療機関があまり多くはないのが、今の実情かと思っています。

ですので、先ほど令和8年度の取組として御説明しましたけれども、全医療機関にアンケートを今回実施しまして、興味があると幾つかの医療機関からお答えいただいておりますので、そういうところも個別に訪問して、掘り起こしを図っていく形で広げていきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 医療機関もかなり偏在もしているし、それぞれの経営の状況、置かれた状況もそれぞれだと思うので、市町村とも連携して、よく状況をつかんだ上で、進めていただければと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、在宅療養推進課を終わります。

ここで20分ほど休憩します。再開は3時とします。

（休憩 14時39分 ～ 15時01分）

〈国民健康保険課〉

◎下村委員長 次に、国民健康保険課の説明を求めます。

◎遠近国民健康保険課長 当課からは、令和8年度の一般会計と特別会計の当初予算、令和7年度の一般会計と特別会計の補正予算、そして、2件の条例議案につきまして御説明します。

まず、令和8年度の一般会計の当初予算につきまして御説明します。

1 ページを御覧ください。歳入になります。歳入につきましては、県から、高知県後期

高齢者医療広域連合に派遣している職員の人件費に係る広域連合からの負担金の受入れや、後期高齢者医療財政安定化基金の運営益などです。

2 ページを御覧ください。歳出になります。当課の一般会計の当初予算の総額は、232 億 1,000 万円余りで、前年度との比較で 1 億 2,000 万円余り、0.5%の増となっています。

次に、歳出の主なものにつきまして右側の説明欄に沿って説明します。まず、5 目の国民健康保険費ですが、1 の人件費は、当課職員 17 名に係る人件費です。

次の 2 保険医療機関等指導監査費は、保険請求の適正化などを図るため、厚生労働省と共同で実施しています保険医療機関の指導や監査に要する経費です。

次の 3 国民健康保険事業費は、国民健康保険事業に関する法定の負担金や事務費などです。そのうち、一番下になりますが、国民健康保険保険基盤安定負担金は、低所得者の国保税の軽減や低所得者が多い場合に、負担が重くなる中間所得者層の負担軽減を図るために、市町村が一般会計から国保の特別会計に繰り入れた額に対する法定の割合を県が負担するものです。

3 ページを御覧ください。一番上の未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る均等割保険料の 5 割を公費により軽減する制度につきまして、軽減額の 4 分の 1 を県が法定で負担するものです。

1 つ飛ばしまして、産前産後保険料負担金ですが、こちらは、被保険者の産前産後の保険料負担の一部を免除する制度につきまして、免除額の 4 分の 1 を県が法定で負担するものです。

次の 4 国民健康保険事業特別会計繰出金は、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金、市町村が実施します国保の特定健診などに対する県の法定の負担や特別会計の事務費につきまして、一般会計から国保の特別会計へ繰り出すものです。

次に、6 目高齢者医療費ですが、1 後期高齢者医療事業費は、75 歳以上の方が主な被保険者となっています後期高齢者医療制度に関する県の法定の負担金や事務費などです。このうち、後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療広域連合が行います医療給付費の 12 分の 1 を県が法定で負担するものです。

その下の高額医療費負担金ですが、こちらは 1 件 85 万円を超える高額な医療費の 4 分の 1 を、県が法定で負担するものです。

その下の保険基盤安定負担金は、所得の低い被保険者や被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減を図るために、市町村が、一般会計から後期高齢者医療の特別会計に繰り入れた額の 4 分の 3 を県が法定で負担するものです。

1 つ飛びまして、このページの一番下にあります 2 後期高齢者医療財政安定化基金積立金は、後期高齢者医療広域連合の保険財政の安定化を図るために、県が設置しています基

金への運用益の積立金です。

次に、国民健康保険事業特別会計の令和8年度当初予算につきまして御説明します。10ページの参考資料によりまして御説明します。令和8年度の高知県国保特別会計当初予算は、総額で720億円余り、前年度との比較で10億円余り、1.5%の増となっています。主な増額理由ですが、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金制度が新たに始まることに伴いまして、子ども・子育て支援納付金が新たに追加されたことによるものです。

まず、ページ上が主な歳出です。(1)保険給付費等交付金の内訳で、普通交付金ですが、こちらは市町村が医療機関などへ支払う保険給付費の財源を、市町村に交付するものでして、診療報酬の改定を反映させました結果、前年度から3億1,000万円余りの増となっています。

次の特別交付金は、市町村の個別の事情に応じて交付するものです。

その下の(2)後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への法定の支援金として、県内の国保被保険者数が減少していることから、前年度から2億6,000万円余りの減となっています。

次の(3)介護納付金は、介護保険制度への法定の納付金です。40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に負担いただくものでして、県内の介護保険第2号被保険者数は減少しているものの、介護保険第2号被保険者1人当たりの単価が増加していることから、前年度並みとなっています。

次の(4)子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て支援法に基づく納付金として、令和8年度からの新規となっています。歳入と連動しまして、後ほど御説明します国保事業費納付金の子ども・子育て支援納付金分は、この子ども・子育て支援納付金の財源に充当するものです。

次の(5)保健事業費は、被保険者の健康づくりに向けまして、特定健診の受診勧奨やデータヘルス計画の推進、医薬品の適正使用に向けた取組などを継続して行うものでして、前年度並みの予算額となっています。

続いて、主な歳入について御説明します。(1)国保事業費納付金のうち、医療給付費分は、歳出の普通交付金を賄うために市町村に負担をしていただくものです。

そのほかの後期高齢者支援金等分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分も同様で歳出の後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金を賄うため、市町村に負担をしていただくものです。このうち、子ども・子育て支援納付金分は皆増となっておりまして、国保事業費納付金の総額につきましては対前年度比で僅かに増加しています。

次の(2)前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入状況に応じまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。対象となります前期高齢者の

減少に伴いまして、約9億円の減となっています。

次の(3)療養給付費等負担金は、県全体の保険給付費等から、前期高齢者交付金などを控除しました額の32%が国から交付されるものでして、保険給付費の増加などに伴いまして、約6億円の増となっています。

次の(4)国保財政調整交付金は、各都道府県の財政力の不均衡などを調整するために国から交付されるものでして、約5,000万円の増となっています。

少し飛ばしまして、(8)一般会計繰入金です。こちらは、先ほど御説明しました、県の一般会計からの繰出金を、国保特別会計に繰り入れるものでして、このうち、県・繰入金ですが、こちらは、県全体の保険給付費等から、前期高齢者交付金を控除しました額の9%を一般会計から繰り入れるものでして、保険給付費の増加や子ども・子育て支援納付金の新設によりまして、1億6,000万円余りの増となっています。

一番下の(9)基金繰入金は、県の国保財政調整基金を活用することで、(1)にあります市町村の国保事業費納付金を抑制するものです。具体的には、保険給付費の増加や、歳入におきます公費の減少、また、令和6年度に実施しました国保事業費納付金の算定方法の見直しに伴いまして、市町村が負担します国保事業費納付金の増加を抑制する措置を講ずることとしています。なお、この基金の活用方法につきましては、市町村と協議の上でこのようにしています。

ここまでの、当課の令和8年度当初予算の説明です。

続きまして、令和7年度の補正予算です。

12ページを御覧ください。初めに、一般会計の補正予算について御説明します。補正額につきましては、一番上の欄ですが、今回、1億6,000万円余りの減額補正をお願いしています。

主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って説明します。

まず、5目国民健康保険費については、2国民健康保険事業費の国民健康保険保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料負担金は、いずれも県の法定の負担分につきまして、市町村の見込額を踏まえて減額または増額するものです。

次の3国民健康保険事業特別会計繰出金は、特別会計の保険給付費等交付金の決算見込額を踏まえまして、増額するものです。

次に6目高齢者医療費ですが、1後期高齢者医療事業費は、それぞれ本県の後期高齢者医療制度に対する県の法定の負担分として、後期高齢者医療広域連合が見込んでおります医療給付費の状況などを踏まえまして、減額または増額するものです。

一般会計の補正予算につきましては、以上です。

次に、特別会計の補正予算です。主な内容につきましては、18ページの参考資料によりまして御説明します。

高知県国民健康保険事業特別会計の2月補正予算は、保険給付費が当初の見込みを上回っていることや、過年度に概算で交付されていましたが国費の精算に伴う返還など、総額で28億円余りの増額の補正を行うものです。

まず、1歳出です。主な歳出のうち、保険給付費等交付金の内訳の普通交付金ですが、こちらは保険給付費の決算見込みが当初の見込みを上回っていることから、23億円余りの増額を行うものです。

次の特別交付金です。こちらは、市町村直営の診療施設の整備などに対する交付金ですが、見込みを下回ったことによりまして減額するものです。

続きまして、2歳入です。前期高齢者交付金ですが、こちらは、過年度の交付分の精算に伴いまして減額するものです。

次の療養給付費等負担金は、歳出の保険給付費等交付金の増加に伴いまして増額するものです。

1つ飛ばしまして、国民健康保険財政調整交付金は国費で、先ほど説明しました歳出の特別交付金の財源となるものです。

また1つ飛ばしまして、一般会計繰入金は、それぞれ保険給付費等に対する県の法定の負担分で、保険給付費の増額や、高額医療費の増加、特定健診の対象者の減少等の状況に応じまして、補正を行うものです。

最後に、一番下の繰越金ですが、こちらは、令和6年度の決算で生じた剰余金を令和7年度に繰り越すものです。歳出で説明しましたように、過年度に超過交付されていましたが国費の返納や、普通交付金の財源に充当することとしています。

当課の補正予算の説明につきましては以上です。

続きまして、条例議案について御説明します。まず、今回、改正につきまして御審議をお願いしております2件の条例議案のうち、高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案につきまして説明します。

22ページを御覧ください。まず、一番上の1の条例改正の趣旨です。この条例は、国民健康保険法の規定に基づきまして、高知県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金等の施行に当たりまして、必要な事項を定めているものですが、このたび、国民健康保険法等が一部改正されまして、国民健康保険事業費納付金の区分に子ども・子育て支援納付金分が新設されることになりましたので、条例に所要の規定を設けようとするものです。

次に、2国民健康保険事業費納付金制度の概要を御覧ください。子ども・子育て支援納付金分が新設されます国民健康保険事業費納付金について記載しています。

1つ目の黒丸ですが、国民健康保険事業費納付金等は、国民健康保険法の規定に基づきまして、県が設置しています国民健康保険事業特別会計で負担します、①国民健康保険保

険給付費等交付金、②後期高齢者支援金等、③介護納付金に係る費用の財源に充てるために市町村から徴収するものです。

2つ目の黒丸ですが、令和8年度から子ども・子育て支援納付金を負担する必要が生じたことから、改正されました国民健康保険法の規定に基づきまして、図にありますが、右側に④の子ども・子育て支援納付金分も、併せて国民健康保険事業費納付金として徴収することとなりました。従いまして、令和8年度からは、国民健康保険事業費納付金の区分は、現行の3区分から4区分に増加します。このことに対応しますため、右側の吹き出し部分に記載してはいますが、政令において条例で規定することとされています子ども・子育て支援納付金分につきまして、国民健康保険事業費納付金の算定に必要な係数等に関する規定を新たに設けることになったものです。

次に、資料下側の部分ですが、国民健康保険事業費納付金の位置づけと、その流れを御覧ください。この国民健康保険事業費納付金に関する被保険者から国、社会保険診療報酬支払基金になりますが、こちらに至るまでの流れを記載しています。

子ども・子育て支援納付金を例に説明をしますと、まず、市町村では、子ども・子育て支援納付金分を含めまして、国保の被保険者から保険料を保険税として徴収しまして、それから県に対しては、国民健康保険事業費納付金として納付します。県は、市町村から徴収しました国民健康保険事業費納付金のうち子ども・子育て支援納付金分に、別途国と県が負担する公費を併せまして、国であります社会保険診療報酬支払基金に対して、子ども・子育て支援納付金を支払うといった仕組みになっており、この仕組みを、国保を活用して行うことになっています。この条例の説明につきましては以上です。

次に、高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案につきまして、説明します。

23 ページを御覧ください。まず1基金の目的です。この基金は、本県の後期高齢者医療制度を運営しております後期高齢者医療広域連合の財政運営の安定を図るために、医療給付費の見込み以上の増大や、保険料の収納不足により生じる財源不足等に備えまして、法律に基づき県に設置している基金です。必要に応じまして、県が広域連合に貸付けや交付などを行うこととなっています。

次に、2改正のポイントです。今回の改正は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴いまして、これまでの財政安定化基金拠出金の拠出額が、基礎分として改められるとともに、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が新設されること、また、基金の拠出率につきましては、国の告示によりまして、令和8年度と令和9年度の基礎分が10万分の38、令和8年度におけます子ども・子育て支援納付金分が、10万分の4と設定されたことに伴いまして、条例を改正するものです。

なお、基金の拠出率につきましては、厚生労働大臣が定めます拠出率を標準として、都

道府県の条例で定めることとされております。本県では厚生労働大臣が定めた標準拠出率を、条例の本則で規定しまして、実際に適用する拠出率につきましては、附則で規定していきまして、基礎分、子ども・子育て支援納付金分ともに拠出率を0%と定めることとしていきます。

次に3基金の拠出率と基金残高等の推移です。右側の表は、平成28年度以降の拠出率に積立額、基金残高の推移になります。本県において、実際に適用する拠出率につきましては、表の拠出率の欄に括弧書きで記載をしていますが、平成30年度から、基金残高の状況などを踏まえまして、拠出率を0としていましたけれども、令和8年度以降に医療費が急増する見込みが生じたことから、令和4年度から基金の積立てを再開していました。

次の4基金積立の背景を御覧いただければと思いますが、令和4年度からの積立て再開に当たりましては、本県は、被保険者数が同規模程度の他県と比較しますと、当時、基金残高が低く、リスクへの備えが十分とはいえない状況にありました。そのため、被保険者数が同規模程度の他県のほぼ平均となります佐賀県を目標としまして、基金残高が16億円程度まで積み上がるよう拠出していましたが、今年度、令和7年度末におきまして基金残高が17億円余りの見込みとなりましたことから、同規模の他県並みとする目標を達成することになりました。

次に、5基金積立の方向性ですが、先ほど御説明しましたとおり、基金残高が目標額に達しましたことから、令和8年度からは、運用益のみの積立てとすることとしています。また、今回新設されます子ども・子育て支援納付金分の拠出につきましては、その拠出額が少額でありますことから、必要が生じた場合でも、これまでに積み立てていきます基礎分で対応可能と考えますことから、積立ては行わないこととしています。

次に、6拠出率についてですが、先ほど御説明しましたとおり、基礎分の拠出率を、本則で10万分の38に改めますが、附則で0%に定めます。また、子ども・子育て支援納付金分の拠出率も、本則で10万分の4と定めますが、附則で0%と定めます。そのため、積立ては運用益のみとして、令和8年度ですが、1,000万円余りの積立てを見込んでいます。

最後に、7施行日です。記載のとおり令和8年4月1日としています。

説明は以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 この子ども・子育て支援納付金が、令和8年は附則において0%ということですが、そもそも告示に基づく10万分の38にしなければならないとすると、今後0%がいつまで続くのか、途中で、負担は後期高齢者にもあると想定できるんですけれども見込みはどうなんでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 令和8年度から子ども・子育て支援納付金も含めて、積立てしないことにしたんですが、実際、広域連合では、別途、運営基金みたいなものを持って

います。そちらをしばらくは保険料増にも充てていけるということですので、そちらをまず使っていただくということです。ただ、やはり、高齢者負担分の率が上がってきていることもありまして、今後、後期高齢者も増えてきている状況があります。ですので、当面、2年間で1つとして、後期高齢者の保険料は決まるんですけども、令和8年度、令和9年度につきましては、それで対応できると広域連合からも話を聞いています。それ以降につきまして、その時点で話し合いをして、今後、もしかしたら基金を積み立てていかなければならない状況も出てくるかとは思いますが。

◎はた委員 2年後は上がる可能性があるということですが、後期高齢者の世帯のケースにおいて、最大、年間どれぐらいの負担が増えることになりますか。

◎遠近国民健康保険課長 負担というのは、どの部分ですか。

◎はた委員 子ども・子育て支援納付金の部分です。

◎遠近国民健康保険課長 子ども・子育て支援納付金の部分が、世帯ごとで見えていないんですが、今回、基金の部分で積み立てる拠出額を算定したものがありまして、それでいいますと、10万分の4です。算定の基が広域連合が国へ納めます納付額が、既に国から示されておりまして、それが3億5,000万円になります。それに拠出率が10万分の4になりますので、拠出としましては1万4,000円程度で、これを国と県と広域連合がそれぞれ拠出することになりますので、3団体合わせても、4万2,000円程度と少額です。財政安定化基金の積立分については、僅か少額ですので、今回0%にしたところです。

あと、先ほどの御質問にお答えすることになるんですが、子ども・子育て支援納付金の個人ごとは、こども家庭庁が以前に推定した資料にありますけれども、後期高齢者でいいますと、令和8年度は1人当たり200円程度となっています。

◎はた委員 後期高齢者の世帯については了解しました。国保の世帯について、世帯のケースによって違いはあるんですけど、モデル世帯として、年間どれぐらいの子ども・子育て支援納付金分が増額になるのでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 世帯までは出してないんですけども、県全体で、平均で一人当たりどれぐらいかは、計算してみました。そうしますと、世帯ではいろいろ人数がおりますので変わってくるかと思うんですけど、月にしましたら270円程度でして、年間にしましたら1人当たり3,200円ぐらいになるかと計算はしているところです。

◎はた委員 国保世帯は、そもそも所得の中に占める国保の負担が大きいです。特に高知県は、その負担割合が大きい県ということで、県民は大変なわけですけども、その上に今回、子育て支援の負担がかかってくる。県として、国保世帯の中で急激な所得の減少だったり、障害がある場合だとか、いろんな事情によって苦しい世帯に対する配慮が、私は必要ではないかと思っています。国民健康保険法の77条の減免を見れば、法定内の減免ももちろんありますけれども、条例に基づく申請減免も法律では認められていて、例えば、県

で言えば秋田県は、国保世帯のうち所得が生活保護基準以下の場合には、全面減免をするだとか、所得の減少の割合に応じて国保料を減免する。また、隣の徳島市は、重度心身障害者においては項目を決めた上で減免をすると、自治体独自の減免制度を設けて、国保利用者が受診を控えることがない、また、滞納が広がることのないような措置を取っています。国は増税をするわけですがけれども、県としても自治体としてできる法律に基づく申請減免をどうしていくかということも、これから議論すべきじゃないかなと思うんですが、減免制度について、増税の問題と併せてどう考えるのか、どうしていくのか教えていただければと思います。

◎遠近国民健康保険課長 基本的に減免につきましては、各市町村が保険者ですので、こちらで独自にやられているところです。今ちょうど保険料水準の統一に向けまして、減免の基準とかもどうしていくか話をしているところです。そういった中で、また今後協議できればと思っています。

◎はた委員 県は国保の統一化、県一本化を進めていますし、その方向で準備が進められていますので時間の問題だとは思いますが。県が国保を、特別会計を統一するとすれば、そういった減免の在り方、市町村の周辺部の苦しい事情だとか、低所得者の事情を考慮すること自体を、市町村だけではなくて、県自身が考えていく流れになってきたと思うんです。なので、そういったことを県としても検討していただきたい。それが統一に向けての県のやるべき仕事の1つではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 そういったことも含めまして、現在も市町村と丁寧な議論を重ねています。それだけに限らずですけれども。また、令和12年度を目標に進めておりますので、まだ結論に達していない部分は多々あるんですが、県でできることがあればやっていこうと考えています。まだその話までは、結論が至っていないところがありますので、その中でやっていければなと思っています。

◎岡田（芳）委員 条例はつくるということなので、そういう点で、子育てで国保の被保険者にもまた負担が増えることになってきます。そこは慎重に検討すべきだと思いますので、意見として述べておきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、国民健康保険課を終わります。

〈健康対策課〉

◎下村委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。できるだけ、簡潔な説明をお願いします。

◎川内医監兼健康対策課長 まず、令和8年度当初予算から御説明します。健康対策課の1ページからまいります。

まず上から4段目9款国庫支出金は、がん、難病感染症対策などの当課が実施する事業

の財源の国庫負担金・補助金等です。歳入は以上です。

3 ページに移ります。歳出予算です。上から3 段目7 健康対策費です。健康対策費の令和8 年度予算額総額は、約24 億7,300 万円で前年度比で約2 億300 万円の増となっています。右側の説明欄で御説明します。

まず、1 人件費及び2 健康対策総務費は職員の給与その他の課の共通経費です。

続いて、3 がん対策事業費です。次の4 ページに移ります。一番上のがん検診受診率向上キャンペーン実施委託料ですが、がん検診の受診率向上や感染症によるがんの予防を目指して、検診の意義・重要性の啓発などを実施するものです。

下から3 つ目のがん検診受診促進等事業費補助金は、がん検診のウェブ予約システムの導入や介護保険の対象とならない若年がん患者の居宅サービスの利用にかかる負担軽減、またウィッグや乳房補整具等の購入費助成など、市町村が行う事業を支援するものです。がん対策の詳細につきましては、後ほどの健康長寿県構想の報告事項で御説明します。

次の4 肝炎対策事業費です。肝炎の正しい知識や検査の必要性の普及啓発、また医療連携体制に係る経費、また肝炎や肝がん・重度肝硬変の患者の医療費の公費負担に係る経費です。

5 ページに移ります。一番上の医療費助成情報システム改修等委託料ですが、指定難病等対策事業費で御説明をします。

次に、5 結核対策事業費です。結核患者の早期発見・早期治療、また再発防止のための指導に要する経費や啓発のための経費、結核患者に対する医療費の公費負担に要する経費です。

次に、6 感染症対策事業費です。平時における感染症の発生動向の調査や風疹等の感染症の予防対策、また各種感染症患者の発生や、災害時に的確な疫学調査や防疫活動に備えるための事業に要する経費です。

6 ページに移ります。上から3 つ目の風しん等抗体検査委託料ですが、妊娠を希望する女性及びその同居家族に対しまして、風疹の抗体検査に係る費用負担を行うとともに麻疹の抗体検査を希望する方に対して行いまして、感染リスクを知っていただくことで風疹及び麻疹の予防を図るものです。

次に、7 原爆被爆者対策費です。こちらは広島・長崎における原子爆弾の被爆者の方々に対する健康診断や医療、また各種手当の支給などに要する経費です。

7 ページに移ります。8 指定難病等対策事業費です。いわゆる難病法に規定します指定難病の患者、また児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病のお子さんに対する医療費の公費負担に要する経費などです。

上から5 つ目の医療費助成情報システム改修等委託料ですが、指定難病と小児慢性特定疾病の医療費助成情報システムについて、自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤、P

MHとの連携によりまして、マイナンバー情報で資格確認を可能とするなどの改修を行うもので、先ほど御説明をしましたウイルス性肝炎や肝がん・重度肝硬変患者の医療費助成情報システムの改修と一体的に実施をするものです。

2つ飛びまして、医療扶助費は指定難病等の医療費助成に要する費用で、2億4,500万円の増となっていますが、医療費を過年度の実績に基づいて精査をしたこと、また診療報酬改定に伴うものです。

一番下の難病患者等支援事業費ですが、8ページに移ります。上から4つ目の難病相談支援センター運営委託料ですが、難病患者に対する相談やピアサポーターの養成などの業務の運営を委託するものです。

次に、10 新興感染症対策推進事業費です。9ページへ移ります。新たな感染症の発生や蔓延防止に備えるための体制整備に係る経費などです。下から3つ目の新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金ですが、新興感染症の発生時の患者受入れ等を行うものとして、医療措置協定を締結した医療機関に対し、必要な設備整備を補助するものです。

歳出予算については、以上です。

続きまして、長寿県構想の関連事業について御説明します。次の10ページをお願いします。まず、がん検診受診率の向上対策の推進です。

一番上の欄、目標ですが、5つのがん検診につきまして、受診率の60%以上を目標に取組を進めているところです。

資料中段の現状と課題の左端の棒グラフをお願いします。平成21年度から直近の令和6年度までの40代・50代の受診率は総じて上昇傾向ですが、目標の60%を達成しているのは、現時点では肺がんのみです。

下段の令和8年度の取り組みです。1市町村の支援としては、マル拡とあります(1) 昨年10月に開設しました、がんに関するポータルサイト「こうちがんサポネット」の周知、(2) 広域夜間検診やコンビニエンスストアにおける検診の実施。右側2の事業所への支援としまして、(4) 今年度制作した事業所向けの研修動画の周知、さらにその右側3県民への啓発としてマル拡とあります、お子さんからのメッセージ事業などに取り組みます。

次の11ページに移ります。がん医療体制の確保・充実です。資料中段の現状と課題をお願いします。真ん中の表を御覧ください。

手術療法と薬物療法については、全ての二次医療圏で提供をされていまして、放射線療法については中央と幡多医療圏に集約された状態です。

左下の表ですが、緩和ケアでは、全ての拠点病院に専門的な緩和ケアチームが設置をされておりまして、その他の医療機関でも緩和ケアの質の向上を図ってまいります。

右側の令和8年度の取り組みとしては、1(1)にありますように都道府県がん診療連携拠点病院を中心としまして、2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に

向けた検討に取り組みます。また、その下のマル拡とありますが、がんポータルサイトで医療機関別の診療状況や治療実績が検索可能なこと、また2の(1)のマル拡、がん相談窓口や緩和ケア、がんの療養情報の掲載についての周知などに取り組みます。

次に、令和7年度補正予算についての御説明です。

13 ページに移ります。歳出予算です。総額で4,200万円余りの減額です。説明欄で説明します。

1 健康対策総務費の国庫支出金精算返納金は、令和6年度に受け入れました難病医療費等負担金などの国庫支出金の実績額が確定したことに伴う返納金の増額です。

次に、2 がん対策事業費です。下から2つ目の妊よう性温存治療費補助金です。要件を満たす県内在住患者に対して、妊よう性温存治療を行うために要する費用の一部を補助するものですが、助成の実績が当初の見込みを下回ったことに伴う減額です。

次に、3 感染症対策事業費です。1つ目の予防接種事故救済給付費負担金は、支給の対象者が亡くなられたことによる減額。

その次の感染症指定医療機関運営費補助金は、事業計画額に対して国費の内示割れが発生したことによる減額ですが、当該医療機関では、予算の範囲内で対応可能となっています。

次の14 ページです。1つ目の新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業費補助金と、その次の新型インフルエンザ患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金ですが、令和7年3月に国より事業終了する旨の連絡がありまして、当初予算からの削除が困難だったことから今回全額を減額するものです。

次に、4 原爆被爆者対策費です。健康管理手当などの各種手当の支給対象者が亡くなったことによりまして、支給額が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

次に、5 指定難病等対策事業費です。医療費助成情報システム構築委託料ですが、先行導入している他県での実績を基に積算していましたが、落札した事業者の契約が当初の見込みを下回った、要は入札減に伴う減額です。

次に、6 新興感染症対策推進事業費です。新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金ですが、補助対象の医療機関に要望調査を行った上で当初予算を計上していましたが、その後、医療機関で方針変更がありまして、事業中止または入札残に伴う減額です。

健康対策課からは以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎下村委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは、令和8年度当初予算案及び令和7年度補正予算案につきまして審議をお願いします。

まず、令和8年度当初予算案です。1ページから3ページまでが歳入予算になっています。食品営業許可や、と畜検査等の手数料、また、動物愛護センター整備に対する国の補助金などの特定財源となるもの、また、小動物管理センター管理運営費と、動物愛護センター整備事業費の高知市負担分の受入れなどになります。

4ページを御覧ください。当課の歳出予算は19億500万円余りで、前年度当初比9億3,600万円余りの増となっています。主な理由は、動物愛護センター整備に伴う建築工事によるものです。主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って説明します。

1人件費につきましては、薬務衛生課、食肉衛生検査所及び福祉保健所の21名分の職員、計52名の人件費となっています。

5ページを御覧ください。3医薬連携推進事業費、1つ目の健康情報拠点整備事業委託料は、高知家健康づくり支援薬局を拠点とした県民の健康維持・増進を支援するため、地域ごとに糖尿病療養指導士を養成し、県民へその職能を周知するとともに、薬剤師の健康サポートスキル向上のための研修会の実施等に取り組むものです。

また、2つ目の在宅医療連携事業委託料につきましては、在宅患者の服薬支援体制を強化するため、高齢者施設入所者へのポリファーマシー対策の取組による、服薬管理支援や多職種連携の体制づくりの強化、また、中山間地域でのオンライン服薬指導モデル事業に取り組むものです。薬剤師確保に関する事業につきましては、後ほど、日本一の健康長寿県構想の資料で御説明します。

続きまして4薬事指導取締事業費につきましては、薬局等に対する許認可、医薬品等の監視指導、献血推進の取組のほか、南海トラフ地震などに対応するための災害拠点病院等への医薬品の備蓄や、災害医療に携わる薬剤師のスキルアップ研修を行うものです。

6ページの2つ目の後発医薬品活用推進事業委託料と3つ目の広告制作等委託料は、後発医薬品の使用促進による医薬品の適正使用と、医療費の適正化を目的とした国庫委託事業です。

続きまして、5食品保健衛生費の2つ下の食品衛生巡回指導等委託料につきましては、食品営業施設への衛生指導や、食品衛生指導員への研修を、食品衛生協会に委託するものです。

7ページを御覧ください。4つ目の事務費につきましては、保健所での食品営業許可や監視指導、衛生環境研究所での残留農薬等の検査や、食品取扱施設におけるHACCPに沿った衛生管理を推進するための講習会に係る経費です。

6生活衛生対策費につきましては、保健所が行う理容所、美容所、旅館などの生活衛生

関係営業などの許可や、監視指導、建築物に由来する健康被害の防止を行うものです。

中ほどの生活衛生関係営業対策事業費補助金につきましては、生活衛生営業指導センターが行う生活衛生営業の経営安定化を推進する事業に対して、補助するものです。

続きまして、7動物愛護推進事業費、1つ目の小動物管理センター管理運営委託料につきましては、中央及び中村の小動物管理センターで行う犬の保護や犬猫の引取り、収容後の飼養管理及び譲渡を委託するものです。

8ページを御覧ください。上から6つ目の耐震改修工事設計委託料は、中村の小動物管理センターの建物を、高知県西部の一時係留施設や譲渡施設としての機能を維持していくための改修設計を委託するものです。

その2つ下の、こうち動物愛護センター建築工事監理委託料と、建築工事請負費は動物愛護センター建築の整備に係るものです。整備の推進状況につきましては、後ほど資料で説明します。

その3つ下の地域猫活動等支援事業費補助金につきましては、今年度から市町村への間接補助に切り替えました飼い主のいない猫の不妊去勢手術経費への補助につきまして、地域猫活動への支援を強化するため、補助単価を増額するとともに、市町村が貸出し用に購入する猫の捕獲器への補助を新たに行っていきます。併せて、地域猫活動に係るアドバイザーの地域への派遣やセミナーも実施していきます。

8食肉衛生検査事業費につきましては、食肉衛生検査所で実施します病原微生物や抗生物質の残留モニタリング検査や、食鳥処理場の衛生指導のほか、獣医師職員確保のための職業体験研修や大学就職ガイダンスへの参加の費用です。

次に、10ページ。日本一の健康長寿県構想の取組のうち、薬剤師確保の推進について御説明します。

現状の右図でお示しのとおり、病院薬剤師数は増加傾向に転じていますが、薬局薬剤師は減少しており、地域偏在も見られることから、引き続き薬剤師の確保や定着が課題となっています。そのため、令和8年度につきましても、薬剤師不足が深刻な病院薬剤師の確保に向けまして、奨学金返還支援を行う病院を対象とした補助金による支援を継続します。また、薬剤師のUIターンも、促進や将来ビジョンが描けるための支援としまして、学位取得や専門・認定資格取得支援も継続します。さらに、人事交流モデルとしまして病院間での出向臨床研修を実施し、薬剤師のキャリア形成を支援してまいります。

次に、11ページの動物愛護センター整備の進捗状況について説明します。

まず1用地造成工事につきましては、浸水対策としまして敷地全体を約2.5メートル盛土する工事を行っており、今年度末の完成を予定しています。

2実施設計につきましては、造成工事と並行して建物の設計業務を進めており、こちらも今月末で完了予定になっています。建物は、県産材を使用した木造平屋建てで、一部を

鉄筋コンクリート造とし、延床面積は1,400平方メートル程度の設計となっています。

3 建築工事につきまして、契約準備としましてはここにお示しのとおり進めており、9月議会へ契約案件として提出する予定です。議決を頂いた後、10月に着工し、令和9年の夏頃の竣工を目指しています。その後、各種検査、備品整備、今の小動物管理センターからの引っ越しなどを経て、令和9年度の秋頃の開所を予定しています。

動物愛護センター整備に係る県と高知市の負担割合につきましては、基本的に全ての費用が県市が1対1の負担割合で進めてきました。建築費につきましても、1対1を基本としていますが、犬の管理予定数が県が30頭、市が15頭と開きがありますことから、犬舎部分の面積案分につきましては、頭数の2対1の負担割合として、協定締結する予定になっています。

12 ページは、現時点での完成予定予想図です。木のぬくもりを生かした外観としまして、採光や換気にも配慮し、明るさと動物のストレス軽減の両方を図っています。引き続き安全第一で整備を着実に進めてまいります。

次に、13 ページを御覧ください。債務負担行為についてです。

薬剤師奨学金返還支援事業費補助金は、補助対象期間が最長6年のため、下の薬剤師キャリア形成支援補助金につきましては、学位取得に係る入学前の入学金納入から大学4年までの5年間につきまして、債務負担となっています。

また、こうち動物愛護センター整備事業費は、先ほど御説明したとおり、建築工事分を令和9年度の夏までを予定しているため、債務負担をお願いするものです。

以上で当初予算についての説明は終わります。

続きまして、令和8年度2月補正につきまして説明します。

15 ページの歳入につきましては、歳出予算の減に伴う減になっています。

次に、17 ページの歳出は、補助金の申請者数や申請額が見込みを下回ったことにより減額するものです。

18 ページの右側の中ほど、動物愛護推進事業費は、動物愛護センター工事費の入札残等を減額するものです。

一番下動物愛護基金積立金は、ふるさと寄附金や運用益を積み立てるものです。

次に、20 ページの繰越明許費についてです。動物愛護推進事業費につきましては、動物愛護センターの用地造成工事などで、資材搬入時期の遅れ等により、年度内に完了しない可能性があることから計上したものです。

補正予算案については以上になります。

最後に、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明します。

23 ページ、参考資料を御覧ください。この条例改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する引用規定の条ずれのための整理を

行うとするものです。中段以降の2条例改正の内容の表のとおりです。高知県手数料徴収条例第19条の表25から28の引用規定を改めます。

薬務衛生課からの説明は以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

ここで、本日の委員会におきまして、各委員の質問に対する回答について保健政策課、在宅療養推進課から補足説明の申出がっておりますので、これを受けることとしたいと思います。

〈保健政策課〉

◎下村委員長 初めに、保健政策課の補足説明を求めます。

◎田邊保健政策課長 保健政策課の質疑の中で横山委員から、債務負担行為の内容についての御質問がありました。

当課で債務負担として957万6,000円を今回上げておりますが、内容としましては、3年制の短期大学の学生の利用が6名、4年制の大学生の利用が1名分を想定しまして、予算を計上しています。それらの方に令和8年度から貸し付けた場合に、残り2年または3年の債務負担として、この957万6,000円をお願いするものとなっております。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈在宅療養推進課〉

◎下村委員長 続きまして、在宅療養推進課から補足説明を求めます。

◎小野在宅療養推進課長 先ほど御質問のありました、地域医療介護総合確保基金の残高についてですけれども、27億7,000万円余りが令和7年度末の残高見込みになっております。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、以降の日程につきましては、明日の午前10時から行いますので、よろしくお
願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(16時3分閉会)